

第 6 3 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 3 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 7 年 3 月 9 日 (月 曜 日)

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 議 3 月 9 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 3 日)

議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 一 般 質 問

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 小 林 健 志 議 員	4 番 伊 藤 一 郎 議 員
5 番 飯 田 吉 則 議 員	6 番 大 畑 利 明 議 員
7 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	8 番 西 本 諭 議 員
9 番 秋 田 裕 三 議 員	1 0 番 藤 原 正 憲 議 員
1 1 番 東 豊 俊 議 員	1 2 番 福 嶋 齊 議 員
1 3 番 岡 前 治 生 議 員	1 4 番 山 下 由 美 議 員
1 5 番 林 克 治 議 員	1 6 番 実 友 勉 議 員
1 7 番 高 山 政 信 議 員	1 8 番 岸 本 義 明 議 員

欠 席 議 員 な し

職 務 の た め に 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名

事 務 局 長 中 村 司 君	書 記 前 田 正 人 君
書 記 清 水 圭 子 君	書 記 原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福元晶三君	副 市 長	清水弘和君
教 育 長	西岡章寿君	参事兼企画総務部長	高橋幹雄君
会 計 管 理 者	西川龍君	一宮市民局長	落岩一生君
波賀市民局長	大島照雄君	千種市民局長	阿曾茂夫君
まちづくり推進部長	中岸芳和君	市民生活部長	船引英示君
健康福祉部長	浅田雅昭君	産 業 部 長	西山大作君
農業委員会事務局長	前田正明君	建 設 部 長	前川計雄君
教育委員会教育部長	岡崎悦也君	総合病院事務部長	広本栄三君

(午前 9時30分 開議)

議長(岸本義明君) おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

議長(岸本義明君) 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき順番質問を許可しますので、通告の範囲で発言していただきたいと思いをします。

まず、高山政信議員の一般質問を行います。

17番、高山政信議員。

17番(高山政信君) 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきますと思います。

東日本大震災から早くも11日で4年がたとうとしております。今なお復興がなかなか進んでおりません。仮設住宅で生活をされている方、今日も朝のニュースで放映されておりましたけれども、大変数多くいらっしゃいます。犠牲になられた方々、また行方不明の方々、2万1,500人余りでございます。その方々の御霊に対しまして安かなる眠りと、また一日も早い復興を祈るところでございます。

それでは、本題に入ります。

大きく2点についてお伺いをいたします。

地方創生について、またリンクをいたしますけれども、人口拡大対策についてでございます。

先日の代表質問において同僚議員お二人からも同様の趣旨の質問をされておりました。重複するところがあるかと思いますが、お許しをいただき通告書に従って質問をいたしたいと思いをします。

第2次安倍内閣は、地方が活力を取り戻し、人口減少問題克服のため、まち・ひと・しごと創生本部を設置をいたしました。基本方針は、地方自治体が主体的に取り組むことを基本とし、活気ある発議を持ってくみ上げ、民間の創意工夫を応援することが重要であり、全国どこでも同じ枠にはめるような手法はとらないとうたわれております。しかし、国が打ち出すまでもなく、活性化につきましては、さまざまな施策を各自治体が独自性をもって生き残りをかけて取り組んでいるところでございます。

そこでお伺いいたしまのが、1点目といたしまして、今後における地方自治体の意見、事業への取り組みなどがしっかりと国において担保ができるかどうか、地方創生戦略が本市にとって地域活性化の追い風となるのか、市長の見解をお伺いをいたします。

まず、地方創生総合戦略に四つの基本目標が掲げられております。1点目は安定した雇用の創出、2点目は地方への流入人口拡大への取り組み、また3点目といたしましては結婚・出産・子育ての支援、4点目は安全・安心なまちづくりでございます。これらについて、さらなる取り組みが求められますが、宍粟市にふさわしい創生のあり方について、お考えをお伺いをいたします。

次に、地方創生総合戦略は、国から県に、そして各市町村におりてくるものと思われませんが、先行して取り組むべきと思うが、いかがでございましょうか。

次に、戦略のキーポイントは、地域間の連携、協力体制にあると思います。市長が旗頭となり、トップセールスを展開していただいておりますが、今後の取り組みについてもお伺いをいたします。

次に、地方創生への取り組みは、第2次総合計画にどのように位置づけをされるのか。

そして、12月定例会において人口拡大課の設置の提案をいたしました。このたび1月29日で行っていただきましたけれども、視察をいたしました匝瑳市での取り組みが今後の宍粟市が目指す人口増に寄与するものと思いますので、御所見をお伺いをいたします。

1点目といたしましては、市外から転入し、新築をした方に対して70万円、中古住宅を購入した方に対しまして20万円の転入者マイホーム取得奨励金が交付されております。今後、それぞれに対しまして30万円の上乗せを検討されておるようでございます。宍粟市においても取り組んでみてはいかがかと思えます。

次に、新規就農者、帰農者などが技術研修を受講するために助成金支給、就農給付金支給などの取り組みによりまして新規就農者が毎年6人程度増加しており、認定農業者も今のところ333人となっているようでございます。増えている要因は、農業に対して専門性に富んだ職員が対応している点にございます。職員に多くの経験を積ませることも重要でございますけれども、専門的に取り組む職員の育成についてお考えを伺います。

最後に、定住対策について、若者からの意見の収集、反映、積極的な参画を促す仕組みづくりができないか、お考えを伺います。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（岸本義明君） 高山政信議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） おはようございます。連日、大変御苦労さまでございます。本日もよろしくお願ひ申し上げたいと、このように思います。

高山議員さんより御質問いただいた大きく2点の項目について、それぞれの小項目もありますが、御答弁させていただきたいと、このように思います。

冒頭お話がありましたとおり、来る3月11日で東北大震災からいよいよ4年目を迎えるわけでありますが、それぞれの地域でも復興・復旧に向けて鋭意努力をなされておりますが、現状はただいま申されたとおりであります。

我が宍粟市からも宮城県の山元町のほうに職員を派遣しておりまして、地元の職員と一体になりながら、復興・復旧に頑張ってくれております。平成27年度におきましても県の市長会でそれぞれまたあわせもって応援体制を構築しようということで、平成27年度につきましても引き続き職員を派遣してそれぞれの地域の応援体制を組んでいきたいと、このように思っております。

1点目の地方創生についてであります。特に国のことも含めて担保されるのかと、こういう御質問であります。地方自治体がそれぞれの地域の状況を鑑みながら策定する地方版総合戦略の策定を前提として国から交付金が交付される仕組みの制度設計となっております。したがって、地方自治体の主体的かつ積極的な取り組みが財政面でも担保されるものと、このように理解をしております。

また、地域活性化の追い風となるのではないかと、このことではあります。宍粟市では第2次総合計画の策定を今現在進めておるところでありまして、その中でも人口減少、この問題については最重要課題と捉えて進めておるところではあります。今回の国の方針でありますとか、あるいは交付金制度は宍粟市にとって地域創生、あるいは国では地方創生ではあります。その流れに乗って推進が図れることから、ある意味追い風にしていかなければならないと、このように考えております。

次に、2点目のところであります。四つの目標についての御質問であります。

第1の目標である安定した雇用の創出、このことにつきましては、特に産業振興が重要でありまして、現在市内で事業を展開されている事業者の支援と新たな発想と提案による新企業、あるいは誘致企業が相互に関連し合うことが非常に重要であると、このように考えております。

例えば宍粟市の地場産業である林業について申し上げますと、従来型の素材生産、

造林事業だけでなく、エネルギー事業へ、あるいはグリーンツーリズム、エコツーリズムといった観光産業への派生など、林業を核とした総合産業への発展をさせることが可能と、このように考えております。また、森林セラピーの取り組みも同じく大きく期待できるものと、このように認識をしております。

このように進出した企業と地域の、いわゆる地場産業というんです、地域産業等がそれぞれ結びつきによりまして、地域産業の発展やある意味新規産業育成、こういうことがより加速される、このことが理想であると、このように考えております。

第2の目標であります人口拡大の取り組みであります。暮らしやすい宍粟のよさを積極的にPRし、知っていただくことが重要であると、このように考えております。そのためには相談窓口の設置でありますとか、定住促進支援員の配置、都市部でのPRや相談などの取り組み、市内へ移住される方がスムーズに溶け込めるよう、助言等によって定住の選択をしてもらいやすい、そういう地域風土を築く、そういう取り組みが大事であると。いわゆるかつてより申し上げておりますとおり、いわゆる居心地のいい地域をつくっていく、このことも大事な部分であると、このように考えております。

次に、第3の目標であります。結婚、出産、子育て、この支援でありますけども、まず結婚に繋がる婚活支援が重要であると、このように捉えておりまして、先日来申し上げておりますが、社会福祉協議会の委託事業、これも重要なところであります。別に新たに出会い応援事業、消防団婚活イベント事業などを実施して多様な出会いの場をつくっていく、そういうふうにしていくことが大事だと、このように考えております。

また、子育て支援につきましては、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を策定しており、平成27年度からはこの計画を着実に実行していくとともに、これまで実施されてきた子育て支援の検証も行いながら、宍粟市の特性あるいは地域性に合った子育て支援を行いたいと、このように考えております。

第4の目標であります。安全・安心、時代にあって地域をつくり、安心な暮らし、こういうことをであります。その連携も含めてであります。3月補正予算として計上をさせていただいております交通弱者の視点に立った利用しやすい公共交通ネットワーク、乗り合いバス等あります。の再編を図ることにより、市内の各集落から市民局、金融機関、店舗等が集まっている拠点エリアを結節点として、それらを結ぶ移動手段を確保し、市民の安心・安全を守っていくと、このことが大事だと、このように考えております。

いずれにしても、宍粟市総合戦略の策定において、策定委員会等々の議論やあるいは今後これまでも議会からも御意見をいろいろいただいております。そういったことを踏まえながら宍粟市の地域特性を生かした地域創生のあり方をつくり上げていきたいと、このように考えております。

続いて、大きく三つ目の御質問のところではありますが、総合戦略を先取り、このことではありますが、平成26年度より宍粟を元気にするということで、宍粟市は地域創造枠事業に既に取り組んできたところではありますが、また、まち・ひと・しごと創生法で国県の戦略を勘案して、市の戦略を定めることと、このようになっておりますが、国の戦略あるいは今後策定される県の戦略の動向を注視する必要があると考えております。したがって、宍粟市としては、繰り返しになりますが地域の特色でありますとか、豊かな地域資源、そういったものを生かした戦略に積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、四つ目の御質問の地域間の連携等ではありますが、市内での雇用あるいは住民サービスの生活基盤の充実を図りながら、姫路市を中心とする連携中枢都市圏の形成により、周辺市町と連携し、圏域での利便性向上や雇用の場が増加することによって、宍粟市の魅力もさらに高めると、このように考えております。市民の皆さんが快適に暮らすことができるまちづくりをそのことを通じて進めていく必要があると、このように考えております。また、県が進める地方創生リーディングプロジェクトとの連携によりまして、宍粟市北部において、県内初の森林セラピー健康の里づくりや西日本一のカヌー競技場づくりプロジェクト等も連携しながら進めていきたいと、このように思っています。

第5の地方創生の取り組みで総合計画にどのように位置づけるかと、このことではありますが、第2次総合計画においては、人口減少への対応を最重要課題と考えておりまして、その基本的な方向を第2次総合計画の中に盛り込んだ上でその具体的な施策、事業を総合戦略として策定していきたいと、このように考えております。

続いて、大きく2点目の人口拡大対策の御質問ではありますが、現在、類似した支援制度として、宍粟市においては市外から転入者への助成として、先ほども匝瑳市の例も含めてお話しなさいましたが、引っ越し費用の助成、空き家バンク制度を活用された場合には、改修費の一部支援制度等々を設けておるところであります。さらにまた、宍粟材を使用した新築やリフォームした場合に上乘せをするなどして支援を現在しておるところであります。

今後においては、さらに宍粟市への定住の促進が図られるよう、ただいまお話の

ありました匝瑛市等の例も十分参考にしながら、食と住、このことを視野に入れ、さらに国県補助事業とも包括的に組み合わせて魅力あるものとする中で、独自の支援制度の検討も進めていきたいと、このように考えております。

次に、その中で専門的な職員の育成、このことでありますが、さまざまな市の課題解決やよりよいまちづくりのためには、国や県あるいは周辺市町と連携して展開しておるものも数多くあるわけでありまして。また、今日激しく変遷しておる社会状況等々に的確に応じる必要はあるだろうと。そのためには職員は常に問題意識を持ち、アンテナを高くしておく必要があると、このように考えております。

人事管理面におきましても、そのことも十分に踏まえながら、それぞれ個々に応じて経験を積むこと、このことも大事なところでありますし、業務に精通したプロフェッショナルな人材も養成をすること、このことも重要、このこの両面が非常に大事だと、このように考えております。

一方、そのような事務に精通した職員の知識やノウハウは、若い職員に伝え、育成していく必要もあるだろうと、このように考えておりました。配置をされた職場や与えられた職務、それぞれについて職員としてプロ意識を持って自己研鑽に励むことのできるような職場の雰囲気づくりも必要であると、このように考えております。

そういった意味で、適材適所あるいは職員の資格や能力等を勘案しながら、その配置をすることによって全体のレベルアップが図れる、そういう人事管理をしなくてはならないと、このように考えております。

人口減対策の2点目の御質問であります。若者から意見収集、積極的な参加、そのことにおいて市町も進めようと、こういう御質問であります。昨年の10月に若手職員による定住促進プロジェクトを立ち上げ、若い職員の見線から見た課題の洗い出しや具体案の提案を受けたところであります。その提案を含めて平成27年度の施策にも反映を一部させていただいておるところであります。

現在、担当課において、市内で行われている子育て教育に出向いて行ったり、あるいは子育て中のお母さん方と定住促進等について、日ごろ考えられていることについても職員としても自ら出ている対話しておると。こんな状況の中で若い人たちのいろんな意見を聞くことも非常に大事だということで、今現在そういったことも進めているところであります。

また、本年も成人式で約400名ほどが新成人を迎えたところでありますが、今後、そういった若い人たちがそういう市の行政や施策にも目を向けていただくような、

そんな機会も設ける中で、若い人たちがこれから将来に向けて宍粟市のまちづくりについてのいろんな意見交換ができる場等々も含めて、そういう場をつくっていきたいと。そのことが非常にこれからのまちづくりに大いに意義あるものと、このように捉えております。

以上であります。

議長（岸本義明君） 17番、高山政信議員。

17番（高山政信君） 大変御丁寧にお答えをいただきましてありがとうございます。

本当に今市長のほうから力強いお言葉をいただいたんじゃないかなと思っております。昨今のこの3月度になりましたら、各自治体がそれぞれ新年度予算を編成される時期ですし、新聞紙上でいろいろとそれぞれの各市の予算が組まれておるんですけれども、その中でやはり重点課題といたしましては、やっぱり人口問題、それから雇用問題等にあるかと思うんですけれども、当然のことながら、今市長もおっしゃいましたように、人口問題、雇用問題については、しっかりやっていくというお言葉でございます。そのためには、やはり何かよそから、いわゆる市外から流入をしていただかなければならんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたり、先ほど匝瑳市の話もしたんですけれども、南あわじ市のお話を同僚議員もされておったんですけれども、匝瑳市もやはり3歳児以上は無料ということで、いろんな取り組みをしておるんですけれども、それをやはり市の外に向けてアピールするというのが大事じゃないかなと思うんですけれども、宍粟市においてもいろんな形で大変アピールをされておるんだらうと思うんですけれども、やはり前に私も述べましたように、宍粟市の中で旧千種町がやっておりました誕生祝い金とか、出産祝い金、また結婚祝い金であったり、やっぱりそういうことが宍粟市はいろいろと少子化・人口増に対して手を打っておるんだなということをやったりアピールせなんだらいかんんじゃないかなと、このように思っておるんですけれども、まず、そのあたりからちょっとお答えを先にいただいてから。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいま御提案のことについては、先般来も申し上げたとおり、今度、地方戦略の中でそういったことができるのかどうかも含めていろいろ御意見をお伺いしながら、可能な限り市として取り組めるものについては取り組んでいきたいと、このように考えております。

また、今回の御提案申し上げておる中で、通勤通学補助等々もああいう形で新た

に取り組みをさせていただきました。ただ、これも実行する中でいろいろまた御意見をいただいて修正を加えながら取り組んでいくことが大事だと、こう思っておりますが、要は何かから始めないとどうもならないということですので、今後また、いろいろと御意見をいただきたいと、このように思います。

議長（岸本義明君） 17番、高山政信議員。

17番（高山政信君） ちょうど昨日でしたか、神戸新聞に大変興味深い記事が出ておまして、それを少し私も勉強させていただきました。その中で、人口減少に歯どめということで、大変厳しいという表題でございます。出生率数値目標というのが出ております。各自治体でそれぞれアンケートをとられたようでございますけれども、ちなみに、宍粟市においてこのアンケートで数値目標というのが恐らく掲げられておるだろうと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 少子化対策の事務局を持っておりますので、私のほうからその点についてお答えをさせていただきたいと思っております。

今議員おっしゃいました将来に向かっての出生率の数値目標、これについては今現在定めておりません。この間、少子化対策でいろいろ検討しておったわけですが、その部分については今後の課題ということで今思っております。これまでもいろいろと過去のデータ等々も分析をしておりますので、今後いろいろとその数値目標を掲げるのがいいのかどうかも含めて今検討を行っております。

議長（岸本義明君） 17番、高山政信議員。

17番（高山政信君） 今後において検討していただきたいんですけれども、やはり目標を掲げるということは、やはりその時点に到達するということでございますので、努力目標でなくて、やはりそれに向かって人口増対策に取り組んでいただきたいなと思うんですけれども、ある例がございまして、この中で、鹿児島県で、これ伊仙町と多分読むんだと思うんですけれども、その記事が出ておりました。それは、この少子化の現象を食いとめるのに、大変ヒントになるんじゃないかなと思いますので、少しの間だけ時間をいただきましてお話をさせていただきたいと思っております。

鹿児島県のいわゆる徳之島と申しまして、120歳で亡くなられた泉 重千代さんのふるさとでございます。そこで、その伊仙町というのは、大変狭い面積でございます。62平方キロ、また人口が6,500人ほどの町なんですけれども、大変長寿で長生き、また子宝のまちということで全国から大変注目を集めておると。多分、御存

じかと思うんですけども、そこの取り組みは、やはり今申しました子育て支援に対しまして、支援金の拡充をやっぱりされておるんですね。第1子が5万円、第2子が10万円、第3子以上に15万円ということで、やっぱり支援金を行っておるということでございます。もともと島国ということで、親だったり家族だったり親戚だったり、特に地域一帯が子育てをする精神的な基盤があるということを見させていただきました。やはり先ほど申しましたように、長寿、それから子宝宣言、それからそれを全国に発信するということがやはり町民の皆さん方がさらなる意識の向上ができるということで、これはいいことだなと思うんですけども、またそのあたり考えていただいたらよろしいんですけども。

それと、やはり1番は雇用対策だろうと思うんですよ、いくら子育てがしやすいといいましても、やはりそこで働かなかつたらどうもなりませんので、地域の雇用の創出ということで、農業で50億円も稼ごうと、収益を上げようということでございます。また、100人雇用ということで日本マルコという大変有名な会社があるんですけども、その会社の誘致をできた。平成28年には企業が進出していただくということで、そういった事業の取り組み、また、やはり先ほど申しました母親が子育ての間に孤立を防ぐということも、これ大事じゃないかなと。やはりそういうことによりまして、子たくさん、3人でも4人でもという家庭が結構あるようでございますけども、そういったことの自信に繋がるというようなこともございます。

ちなみに、宍粟市の場合、養父市と同じように出生率と申しまして1.62ぐらいでございます。全国平均で382位のタイということ。そこで、相生市が大変いろんな少子化の取り組みをされておるんですけども、若干宍粟市より低うございまして、1.48ということでございます。そういったあたり、いろいろと取り組みもなされておってもなかなか伸びにくいということでございます。ちなみに、人口維持に必要な出生率というのが2.08ということで、先ほど部長のほうから発言がございましたけれども、できる限りそれに近づけるように努力していただきたいなと思うんですけども、このあたりいかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先般も申し上げたとおり、国勢調査によりますと、平成22年で我がまちの出生率は1.58と、こういうことでありまして、御案内のとおりであります。いろいろな地域によっては2に近いところもあるわけですが、その地域はやっぱり自然が豊かであったり、環境が守られておったり、あるいは住みやすさを実感する、そういったところが非常に出生率が伸びておると。半面、東京一極

集中でああいう形で、特に大都市圏は1あるいは1を下がっておる状況が見受けられると。こういうことからすると、今おっしゃったように雇用の面、あるいは子育て環境の面、あるいは自然環境の面、そういった総合的に我がまちのありようを考えていく中で、そういう出生率も考えていかなきゃいかんと、このように考えておりました、今後戦略の中でそういったこと総合を考えながら、まちづくりの方向性を出していきたいと、このように思います。

議長（岸本義明君） 17番、高山政信議員。

17番（高山政信君） それでは、もちろんのことながら、出生率の向上もお願いしたいと思うんですけども、やはり地域が元気になるということの中で、安倍内閣が基本方針の中に女性が輝く社会の実現ということで、そういったことを掲げられております。宍粟におきましても、お子さんからお年寄りまで人口の半数が女性の方でございます。女性が輝いてこそ地域が輝いてまいります。活性する、創生をするということで、ちなみに市長にお伺いしたいんですけども、今、女性は輝いておりますか。何割の方が輝いておるとお考えでしょうか。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私は女性の皆さんがそれぞれの立場で一生懸命頑張っているのを見ると、このように思いますし、今日、女性の社会進出もどんどん進んでおる状況だと思っております。したがって、そういうことからして子育て環境も含めて整備をしていくことは非常に重要だと、このように捉えています。

議長（岸本義明君） 17番、高山政信議員。

17番（高山政信君） この例も少し述べさせていただきたいんですけども、匠瑳市に参りましたものですから、匠瑳市の例ばかりで申しわけないんですけども、匠瑳市に道の駅と言ったほうがいいでしょうけれども、八日市場ふれあいパークというのがございまして、そこの店長と言ったほうがふさわしいのかどうかわかりませんが、そこの会長さんが女性の方でございまして、そこにうかがったんですけども、その会長さんが、儲かりますかって言うたら、もう儲かって儲かってと、こういう言い方をされるんですよ。やはりすごいなあと思うた。最初はやっぱり儲からなかったようなんですけれども、やはりその地域で地産地消ということを目指して、できる限り女性の方に働いていただくということで、今は儲かっておりますという話なんですけれども、やはりそういったことで女性が輝くまちというのは、やはり魅力的じゃないかなと思うんです。当然のことながら、匠瑳市は成田の空港に30分ほどでつきますし、東京圏内にも約60キロから70キロ圏内で約1時間

電車で行くと。立地的にはすばらしいところなんですけれども、そういったことでやはり女性の方がしっかりと地域のことを考えていただいているというのが目に見えました。そういうことで、是非とも女性の輝くまちということをキャッチフレーズにさせていただいて、そういったことができないのかなと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうかね。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 今おっしゃったことは当然でありますので、市の組織も含め、あるいは地域支援も含め、女性が輝いて参画できるような、そういったまちに向かって進めていきたいと、このことは大事だと、このように認識しております。

議長（岸本義明君） 17番、高山政信議員。

17番（高山政信君） 先ほど転入された方とか、いろんな方に奨励金、また宍粟市にでもそういった空き家バンク登録の方に最高で75万円の補助金制度があると。大変これありがたい話かなと思うんですけれども、やはりよそから転入していただくことが大事かなと思うんですけれども、今、大変新築ブームということで、河東のあたりにたくさんのお家が立っております。聞いてみましたら、やはり宍粟市内の方が主じゃないかなあと思うんですけれども、少しでも人口を拡大しようと思えば、近隣の姫路市さんからでも、また、遠くからでもお越しになって宍粟の中で住んでいただくというのが一番大事かなと思うんですけれども、そのあたりでやはり少し目玉施策と、言い方悪いかもしれませんが、そういったことで引っ越しして新築された方に100万円というようなキャッチフレーズで、そういったことが助成はできないなあと思うんですけれども、私は是非ともそういったことで、少し外に向けてアピールしていただきたいというようなことで、そういった質問をさせていただいております。今後のことにつきまして、そういった考えがあたりでございましたら述べていただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 現状もいろいろ引っ越しした場合、あるいは子どもさんがいらっしゃる場合とか、いろいろのことをしながら助成あるいはできるだけ転入していただくような施策をしておりますが、繰り返しになりますが、今、一歩進んだところでありますので、これからそういったことが拡充できるのか、あるいは拡充する必要があるのか、しなければならぬのか、そういったことも御意見をいただきながら進めていきたい、このことが大事だと思いますのでよろしく申し上げます。

議長（岸本義明君） 17番、高山政信議員。

17番（高山政信君） 先ほど市長のほうから若者に対して大変丁寧な答弁をいただきました。これは一つの例でございますけれども、これは秋田県事業だろうと思うんですけれども、故郷を暮らしやすくする夢や希望が持てる地域とするために、地域の問題解決を目指して若者の柔軟な発想で考え、行動する若者会議といった事業がございます。会議を通じまして自ら参加することで、住んで楽しい地域づくりに繋がりますし、若者がそういうことに携わることによって出生率が上がるというデータが出ております。それは、若者が参加したことに対して希望が実現したと申しましょうか、するということで、若者がやっぱり率先してそういうことに携わるということが大事なかなと思うんですけれども、いわゆる若者会議、今、職員の方もそういったチームができておるようなんですけれども、一般の方でそういった若者会議というようものができないかどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 御案内のとおりいよいよ18歳から選挙権とか、そういうようなことも今議論なされておりました、恐らくそういう方向にいよいよ法整備もなされると思います。そういうことは若い人たちにやっぱり市政や、あるいは国政を含めて関心を持っていただくことが大事だろうと。そういう意味では、これから将来を見ますと、若者の参画をどうやってシステム化していくか。非常に重要なことがありますので、今後どういう形で若い人たちが参画できるんか、検討を加えていきたいと。また、いろいろと御意見をいただきたいと思えます。

議長（岸本義明君） 以上で、17番、高山政信議員の一般質問を終わります。

続いて、飯田吉則議員の一般質問を行います。

5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 5番、飯田です。議長のお許しを得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

大きく宍粟市自治基本条例は生かされているのかという御質問をさせていただきます。

平成23年4月1日付で施行されました宍粟市自治基本条例について、先ごろ検証委員会が招集されております。その中で、その執行状況について問題点はないのかなどについての検証が行われようとしております。私も深く読んだことがないというのが実際のところでありまして、一度読み返してみました。中には、ほぼ全ての項目において市民主権がうたわれております。市議会、執行機関にはその権限と責務が課せられております。

少し抜粋してみますと、第3条には、この条例は市の最高規範であり、市民・市議会及び市の執行機関はこの条例を誠実に遵守しなければならない。4条には、1番に市民主権、市民の主権に基づいてまちづくりを進めること。5条には、4項に市民共同の原則、市民は相互に協力してまちづくりに取り組み、市議会及び市の執行機関はそれぞれの権限を公使し、市民の意思を実現する責任を負うこと。また、26条には、市の執行機関は最少の経費で最大の効果を上げるように努め、健全で持続可能な財政運営を行わなければならない。このようにすばらしい文言が並べられております。私も議会の一員として肝に銘じたところであります。

さて、この1月、2月に、私たちの会派では旧4町におきまして、市民の方々の懇談会というものを開催させていただきました。この条例の中にも議会は市民の意思の把握に努め、政策の提言に努めなければならないとあります。そういうことを開くことによって市民の皆様の声を受けて質問をさせていただきたいと思っております。

大変失礼かと思っておりますが、まず1点目に、この基本条例に対しましての福元市長としての思い、お考えをお聞かせ願いたい。

2番目に、千種における温水プールの計画について、地域の方々が新聞紙上で初めて知ったと。誰が必要とし、誰が計画したのかというような御質問をいただきました。

3番目に、10年の計画で幼保一元化というものが進められておるそうであるが、認定こども園を目指す計画、これ7年目でやっと千種が始まろうとしております。本当にこのまま進めていいのですかということをお尋ねします。

最後ですが、一宮北中校区の3幼稚園の保護者の総意として、小学校規模適正化に合わせて3園の統合を要望する書面を教育委員会のほうへ提出したという旨を地区の連合自治会長様から伺っております。その情報に基づきまして、先ごろ開催されました総務文教常任委員会や教育委員会の会議を傍聴させていただきました。私が受けた情報についてのことは一言もその中では触れられませんでした。これはどうしてなのでしょう。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 飯田吉則議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 飯田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

自治基本条例を生かされておるかということの大きな御質問の中で、私のほうからは特に1点目の考え方と、それから温水プール、このことについて御答弁をさせ

ていただきたいと思えます。

ただいまお話のあったとおり、自治基本条例についてはそれぞれ条文の中で明確にうたっておりまして、まちづくりの基本理念でありますとか、基本原則、あるいは市民、市議会及び市の執行機関の役割や責務、これを定めた、いわゆる宍粟市の最高規範であると、このように認識をしております。

私自身、市長の権限と、それから責務に基づき日々職務を遂行するとともに、市職員に対しても市職員の責任に基づき職務を遂行するよう、事あるごとに指示をしているところであります。それぞれ地方自治法でありますとか、地方公務員法でありますとか、いろんなところで明らかになったとおりであります。そのことを粛々としなくてはならないと、このことが求められると、このように思っています。

市民や、あるいは市議会や市の執行機関のそれぞれがこの規範に基づいてまちづくりを進めていくことで、私はすばらしい宍粟市ができるであろうと、このように考えております。

今日、特に市政を運営するに当たり、市の役割あるいは市民役割、あわせて協働でするもの、そういったことを明確に示す中で、ともにまちをつくっていく、このことが私はこの条例の中の基本的な趣旨であると、このように捉えております。

また、議員の皆さん初め私自身も二元代表制の中でそれぞれの役割がありますが、今日はそれぞれの役割を明確にしながら、さらにも協働でする中で、ともにまちを考えていくことが私はこの条例の基本理念と、このように考えております。

次に、千種における温水プールのことですけれども、これまでもいろんなところでもお話をしておる、このように思うところでありますが、これまでは学校のプールとして主に使われておったところでありまして、さらに地域住民の利用施設ということで、ああいう形で親しんでこられておったところでもあります。施設の老朽化等々も進んでおる状況の中に、またそれに加えまして幼保一元化施設でありますとか図書館建設と、こういったことの関係から取り壊し、改築する必要が生じたことはもう御案内のとおりだと、このように思っております。

当然、義務教育におけるプールの必要性を考えて建設するわけですけれども、一方で、今日、高齢化等々が進行する宍粟市の課題として、いつまでも市民の皆さんにとっては元気で暮らしていただきたいと。そのためには健康づくりに向けた仕掛けが非常に私は重要であると、このように考えております。したがって、そういう仕掛けをする施設も必要であると、このように考えております。

その一環としては、どうしても冬場、ああいう地域でありますので、家に閉じこもりがちだと、こういう状況から健康づくりでありますとか、あるいは交流機会の場としても利用増進が図られてくるのではないかなと、このように考えておりました、そのための場を提供すると、こういうことについては私は市としても非常に重要な役割だろうと、このように思っております。したがって、年間を通してそういった健康づくりや交流の場が広がっていく、そういう意味からして温水化をしていく判断をしたところであります。

この計画については、担当課より旧プールの解体工事の地元説明会でありますとか、それぞれ議会に対してもいろいろそのことについては説明がなされておったと、このように思っておりますが、特に私自身も千種の連合自治会でありますとか、あるいは老人クラブの総会でありますとか、あるいはそれぞれの各種会合等にもできるだけ出向かさせていただいて、その席上においても順次御説明を申し上げておったところであります。

ただ、地域住民全部にということについては、今おっしゃったとおりだと、こう思うわけではありますが、可能な限り地域の皆さんに、特に千種の地域の皆さんにとっては、何とかそこを拠点として社会教育施設を含めて健康づくりにも大いに役立てほしいと、こんなところで、そういう判断をする中でその方向性をしていただいたと。私としては地域の方々には一定の御理解をしていただいておりますと、このように考えております。

いずれにしても、完成をしますと、これからのある意味の仕掛けが非常に大事でありますので、今後、具体の取り組みは建設と並行して、またいろいろな形で工夫を重ねながら、市民の皆さんの健康づくり等々に役立つような施設としてさらに進めていきたいと、このように考えております。

あと、幼保一元化等々については教育長のほうから答弁させます。

議長（岸本義明君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 飯田議員の幼保一元化計画の御質問についてお答えさせていただきます。

幼保一元化推進計画につきましては、金曜日のこの会でも触れさせていただきましたが、平成30年度までに全ての校区で幼保一元化による認定こども園を設置することは非常に厳しい状況であると、お答えさせていただきました。そして、今後は計画期間の延長を検討しながら、引き続き幼保一元化ができるように取り組んでいきたいと考えております。

このたび御存じのように、平成27年4月に千種中学校区におきまして、市内初めてのこども園が地域や保護者の皆さんとのたび重なる協議を受けまして、開園することになりました。また、現在、波賀中学校区、それから一宮南中学校区、一宮北中学校区、それから戸原小学校区、さらには伊水・都多小学校区において、保護者または地域の代表の皆様による委員会を持ちまして協議を進めている状況であります。できるだけ早い時期に方向性を決めていただきまして協議会に進めればというふうに考えております。

さらに、地域の委員会が未設置の校区もありますが、引き続き幼保一元化につきまして、早期の実現に向けて努力していきたいと、こう考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

それから、もう1点、一宮北中学校区の幼稚園についてという御質問であります。一宮北中学校区では、昨年6月に幼保一元化に係る地域の委員会を設置して今協議を行っているところであります。御指摘のとおり、保護者の思いとして幼稚園の統合を求める声があるということではありますが、そのことは認識しております。正式な要望書としていただいたものではないというふうに理解しております。したがって、教育委員会また委員会等への報告を行っていないというのが状況であります。

なお、先週の2日に開催しました一宮北中学校区の幼保一元化に係る地域の委員会の中でも幼稚園の保護者の皆様の思いを確認させていただいたというところであります。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 市長には何度も同じことを言っていたくよう申しわけないと思っておりますが、確かに市長のおっしゃるとおり、市民を中心として市の職員、幹部の皆さんも含め協働の思いでまちづくりを進めていく、これは大変に重要なことだと思います。何とかその思いを存分に発揮していただきたいと思うわけですけれども、本当にその思いがそのまま実現できているのかなというのが私自身の疑問のこの質問になったわけです。

先ほどの温水プールの話でございますけれども、私も千種の地域に入って、地区の自治会役員をしておるような方でも、えっ、そんなこと聞いてなかったでというような話も聞きます。そのことはやはり本当に周知徹底をしようという意思があるのかなという部分に疑問を感じるところであります。

それと、冬季に高齢の方たちが寒い雪がいっぱいある外に出ない、これが健康に対して悪影響を与える、何とか外へ出ていただきたい、運動していただきたいという思いであるという先ほどの言葉でございましたが、千種には健康増進、そういうことのためにエーガイヤという施設が既にございます。ここは温水でなく温泉であります。そして、健康づくりのためのフィットネスというものもできるようにしてあります。それがもっと高齢の方でも使いやすい、健康に繋がる、そういう施設にもっと整備するというようなお考えは持たれなかったのでしょうか。即プールを子どものために作り替えるから、だったら温水にして高齢の方にも使っていただくというふうに即そっこのほうに考えが向いたという、ちょっとその辺が私に理解しがたい部分がございます。その辺について。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 言葉ではないんですが、冬は外へ出られないから悪影響という、私は悪影響ではない、そういうためにあると思うんですが、さらにできるだけ外へ出ていただいて、多くの友達とそういったところで交流をしたり、健康づくりにも親しんでいただきたいと、こういう意味で申し上げたので、私は悪影響とは思っておりません。

それから、即そうなったということではありません。基本的には子どもたち、小学生のプールということは非常に大事な部分であります。御承知のとおり、1カ月半から2カ月が大体利用の可能なところであります。子どもたちから大人に至るまで、できるだけ年間を通じてそこに親しんでいただいて、それぞれが健康づくりや、あるいは仲間づくりや交流の場として利活用していただくことが、私は地域の活性化や、あるいは場合によって子どもたちや青少年に対するいろんな夢が開いてくるだろうとか。そういうことも含めて総合的に判断をして、ああいう形をさせていただいたと、このことであります。

議長（岸本義明君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 悪影響という言葉は申しわけない、ちょっと私の表現違いでございました。すみません。皆さんに使っていただいて健康増進、確かにいい言葉でもあるし、いいことなんですけれども、現状そのエーガイヤをそういうふれあいサロンなどに使いながらやっておられるということもございます。そして、そのエーガイヤはどれだけの利用があるかということに関しまして調べさせていただいたんですけれども、今の現状とプールをつくってどれだけの利用があるかということとを比べてみますと、プールの利用設定はかなり多くなっております。本当にそれだ

けの人数が利用されるのかなと。まあ、それはつくる側としては多く利用していただきたい、これぐらいはしてもらえらるだろうということはあるかと思うんですけども、現実、温泉であり、フィットネスであり、ふれあいサロンであり、そういうことをやっておられるエーガイヤの利用人数が、人数言ってもいいんですけども、その人数とかけ離れた人数の設定がされておるわけですね。そのことを考えますと、本当にこれで大丈夫なんかなと。

行政改革懇談会というのをこの前傍聴させていただいたんですけども、その中でも委員長のほうからちょっと苦言を呈しておられたと思うんですけども、この行政改革の中で、これから6億何がしかの検討をしていかなあかんというような中で、温水プールをつくる、4億何がしか、これをそこに投じていくということが、これから先の財政運営にとって本当にいいのか悪いのか、その辺のことはちょっと考えていただきたい。それから、副委員長の方からは、事前評価というものをもっとしっかり出してもらいたい。プールがいい悪い、それは別として、本当にこれをつくって、後世に負の遺産とならへんのかなという部分、その辺の検証がきちりされておるのかということについても意見がございました。その辺については。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 行政改革はおっしゃるとおり当然それぞれ行財政の健全なこと、それから、やらなくてはならないこと、無駄なことも含めている御議論いただいて、ああいう形でしていただいております。

ただ、私は今日のこういう状況の中でやらないかんことと、それから、やらなくていいこと、きちりさび分けをしなくてはならない。そういう意味では必要なことと、必要でないこと、こういうことでありますが、私は今回の千種の温水化というのは、私自身もいろんな方々とお話をさせていただいたり、これからのあの地域の活力やそれから子どもたちに対する夢や、それから健康への志向、そういったことからすると必要と判断したと、こういうことに尽きるのではないかなと思うんです。

ただ、今後、いかに利用していただくかと、このことについては当然効率を上げていかないかん、あるいは効果も求めていかないかん、このことは当然でありますので、今後あらゆる手だてをして多くの方がそこに親しんでいただくような、こういう方法を講じていかななくてはならないと。このことは重要だと、このように考えています。

議長（岸本義明君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） その点につきましては、これからまた予算委員会もありますので、その中でいろいろと詳しくまたお話も聞いたりしていきたいと思っておりますので、その点については終わります。

幼保一元化の点でございます。これも何度も何度も同じことを聞いて、教育委員長にしましても、教育部長にいたしましても耳の痛いことばかりだというふうに感じるわけですがけれども、こういう声は本当に多いんです。本当に宍粟市内全部がそういうこども園とかということにできるのかどうかということ。それについての疑問はいつも投げかけられます。それについて、私どもについては是非見直してもらいたいということは私どもは思っておるんだけれども、なかなかそういうふうにはならないということは御返事しますけれども、そこら先のことにはわかりません。

それと、先ほど北中校区の要望書、正式なものでなかったという御意見をいただきましたが、それについて甚だ失礼じゃないかと思うんですね。連合自治会長様方わざわざ市役所へみえて、恐らく教育部長に手渡されたんだろうと思えますけれども、その持って来られた方は、よっしゃわかったという形で受け取ってもらって、教育委員長にちゃんと上げますということを聞いたと。よう見とってよということを私に言って来られました。大丈夫なんかなと思っておったら、やっぱりそういう返事やったんかなあと。もし、書式が整ってない、正式な文書でなければ、なぜそのときに、これは正式な文書になりませんよということを書いてあげなかったのか。持ち帰って、もう一遍再提出していただだけませんかということを書いていただかなかったのかということにはちょっと残念に思うんですけども、その点について。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私がその書面をいただきましたのは、たしか記憶ですが、学校規模適正化の協議会を地域でさせていただいたときに、地域の皆さん、保護者の皆さんの思いですということで書面をいただきました。したがって、その3自治会長さんが教育長と私をお尋ねをされて、そこでいただいたものではないということです。ただ、中の思いについてはよく承知はしておりますので、先ほど教育長からございましたように、3月の初旬でしたか、一宮北中校区の幼保一元化の地域の委員会のところでも話題になりまして、その書面については私としては今こういうふうと考えておると。ただ、それは、その場でも保護者の皆さんの思いとして確認させていただいてよろしいんですかというようなことも、その会で確認をしております。したがって、その思いについては今後教育委員会とか、教育長にはもちろん報告をしておるわけですが、教育委員会で協議をした後、委員

会等に御報告をさせていただこうと、このように考えております。

議長（岸本義明君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） いや、申しわけない。その辺のところは自治会長さんの思い違いやったんかなというふうに考えますけれども、お願いしたいのは、もしそういう書面を受け取られた場合は、これは正式なんかどうなんかということをやっぱり執行機関のお役所の人としては言ってあげていただきたいなというふうに思うんですよね。本人さんらは、それが正式になるというふうに勘違いされておるわけです。その辺について一言お願いします。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 先ほども申し上げましたように、その具体的な受け取り方、自治会長さん、お二方から同じ書面をいただきました。これが地域の思いですから部長にとりあえず出すさかいに、その中身だけ目を通しておいてくれということでしたので、私としては教育長には報告をいたしました。まだ教育委員会、総務常任委員会に御報告する段にないなと。で、先ほど申し上げたとおりです。ですから、御指摘ございましたように、それには保護者の総意としてということの中身をせんだって確認もさせていただきました。また、御指摘のそういう部分につきましては、それも御指導をさせていただく、このことも必要だったかなと、このように考えます。

議長（岸本義明君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 本当に部長を責めるようなことを言っておりますが、できるだけそういう先ほどの基本条例のことではありませんけれども、市民の意思を尊重し、意思を反映させるという意味においても、やはりその辺のところはきちりそういう書式にしる、手順にしる市民に教えていただいて、本当の意味での協働、話し合い、そういうことができるようにしていただきたいなと思います。

続きまして、こういうことに関する委員会、協議会というのが行われておるわけですけれども、私たびたび、時間の許す限り傍聴に行かせていただいております。教育委員会でありましたら、教育委員会の事務局が存在しまして、事務局がいろんな手順をされておる、会議に入りますと選ばれた委員長さんが進行すると。ほぼ、そういう場合は連自治会長さんが多いわけでありまして、やっておられると。先般、南中区で行われました幼保一元化の委員会を傍聴させていただきました。発言されますのは、ほぼ会長さん、副会長さん、指名されて約2、3名の方が話された。その内容も私が来ても意見が言えないというんですか、そういう形、奥さん

に言われて、何であんたが行くんという話をされたというようなこともお聞きしました。だから、その委員さんの選定はどういう形でされておるのかと、あとはもう会長さんともお話ししたんですけれども、自分自身の意見ってなかなか言えないと思うんですよね。各種団体であれば各種団体の意見にしたものでなければ、ここではなかなか言えないなということがあります。そんな中で、事務局主導の委員会なり協議会になってしまっているんじゃないかなと。事務局がこれこれこう提案というような形、こういう形ですと、幼保一元化があってこんなもんなんです、教育委員会はこういう考えなんですと。それについて御意見はと言われてもなかなか意見が出てこない。委員会にするならば、最初に提案して要は、委員会の委員の皆さんだけの協議というものをさせてあげれば、もっと意見は出ると思うんです。それを受けて事務局なりが検討して、こういうお話を聞きましたが法律的にこうなんですとか、現実には予算はこういうことでこうなんですとか言って、そういう意見を出して、また委員会なり協議会で協議するという形にしなければ、ほぼ本当の意味での市民の声というのは出てこない。そういうふうにいるんなとこで傍聴させていただいて思うんですが、その点についてどうお考えでしょうか。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） まず、委員の選定につきましては、事務局からこの人をお願いしますということをお願いしたものではありませんに、地域の自治会長さん方、あるいは保護者の皆さんを中心に自ら選定をいただいたというところで、市民もまさにその部分については市民の参画をいただいておりますのかと、このように思っています。

それから、会議の内容ですが、御案内のとおり、この間も傍聴していただきまして、なかなか意見が出にくいんですが、その各班の代表の方々については、それぞれの地域なり代表の中でお話し合いをさせていただいて、本来あの場で御発言をいただきたいなど、こういう想定をしておりますが、なかなかそうは進まないなというところも実情でございます。

また、この間、そういうことも踏まえまして、保護者のみの説明会でありますとか、そういった意見交換会もこの間させていただいております。一宮につきましては、幼保一元化の委員会の開催時期が非常に遅れたというようなことでございまして、前回についてはなかなか意見が出ませんでした。今後、先進地を視察をしていただいたりする中で、そういった保護者であったり、地域の皆さん方の意見が出るのかなというふうにも思っております。

また、あるところでは事務局が入らずに、その地域の委員会の委員さんだけで協議をするというようなことも実際にしていただいております。必ずしも事務局が入って議事をきちっと提案をして、審議をする、このことばかりが市民の皆さんと意見を交換することではないなど、このように考えております。

議長（岸本義明君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） そういうお考えで進めていただければ大変ありがたいと思うわけですがけれども、現実問題としてそうばかりもいってないというのが現状であろうかということも当然考えられます。先ほど先進地視察ということもございました。一定聞きますと、戸原地域の方々は一度そういう先進地視察をされたというようなことも耳にしたことがあるんですけれども、公立でこども園にしておるところ、社福でしておるところ、その両方を見学されて公立がいいんだ、公立がいいんだという話があってというようなことも聞いたと思うんですけれども、どういう視察を計画しようとされておりますか。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私どもは1カ所のみを見ていただくというようなつもりはございません。地域を出ますと、戸原についてはちょっと私が同行できなかったんですが、たしか公立と私立、両方見ていただいたなというふうに。それから、もう1カ所は、私が同行したところでは、社会福祉法人の認定こども園を見ていただきました。今後の一宮南北の協議会におきましても、一宮北では、たしかここが見たいというような保護者の意見もございましたので、そういったところを尊重しながら、双方の施設を見ていただけるようなことをしていきたいなど、このように思っております。

議長（岸本義明君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 私も立場上、全面的に何でもかんでも反対ということは申しません。やっぱりそういう地域の方々との本当の意味での話し合い、地域の方の意見を聞いて、その人たちが本当にそれでこれがいいんだという形になれば、どの形であれ、それは反対するものではないんですけれども、どうしても地域の方がその体制を望むということであれば、公立ということも最終的には考えの中には残るんでしょうか。

議長（岸本義明君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 幼保一元化推進計画の中では、今これまでも何度も答えておりますように、社会福祉法人を中心とした進め方をしていきたいというふうに考

えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） また同じようなことばかり言うて申しわけないんですけども、市民の意見を尊重する、市民の意思を実現する責任を負うという、こういう条文がございます。確かにそういう決りをされて10年間行動をしようとされておるわけですけども、果たしてそれを固辞して、ましてや延長までしてやる必要があるのかどうか、そういったことに対しての一つの事業、法律も次々変わっております。そんな中でそのこと一つに固辞していくというのは、どっかで教育委員会の中でも本当にこのままでいいのか、検討する必要はないのかということについて、相談されたことはあるでしょうか、お聞きします。

議長（岸本義明君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 今言っていたように、確かに大変時間がかかっております。やはり初めてこども園をつくるということで、なかなか市民の皆さんもどいうものができるかということが理解しにくいかったと思うんですけども、やはり市民の皆さんの意見をしっかり聞くということに非常に重点を置いておりましたので、やっと1号ができたわけですが、今後も市民の皆さんの意見をしっかり伺いながら進めていきたいということは十分理解しております。

議長（岸本義明君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 市民の意見を聞くんだという姿勢は確かに大切でありがたいことでもありますけれども、いつもそういう委員会の中で市民の中からそういう質問なり意見が出ましても、最終的には教育委員会としての姿勢は変わらないという方針はこうなんですということが最後に締めくくりにいつも聞くと思うんですよね。それやったら、ただ聞き流し、言い方悪いですけども、聞き流しではないかなと。それはどうでしょう。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 地域の委員会、地域の皆さん方のお話し合いを主に私のほうが担当をさせていただいておりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいなと思います。

先ほど来、教育長が申し上げております。それから、地域の皆さん方には聞き流すということもよりも、地域の皆さん方の思いを私どもが受けとめさせていただいて、一方で市の考え方も御説明をさせていただく。そういうことを今時間をかけて丁寧にさせていただいておる、今まさにそういうときかなと、このように思ってお

ります。

議長（岸本義明君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） すみません、聞き流すというより受けとめているんだというお答え、そうであろうことを願っておりますけれども、受けとめた上で、でもなおかつ教育委員会の考え方はこうなんです、それ以外の答えはいつも返りません。ということは、受けとめてどうされようとしておるのか。市民の方々はそういう感じになるかと思うんで、これから長い時間かけて要は説得しようということですか。わかっていただくこうというよりも、それは押しつけじゃないんでしょうかね。その点について。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 繰り返しになりますが、地域の皆さん方と何時間にもわたるお話し合いをこの間何回もしてまいりました。先ほど冒頭教育長が申し上げましたように、千種でも長年をかけて地域の皆さん方の理解を得てきたところです。我々としては聞き流したりすることは全くしておりませんし、地域の皆さん方の合意形成がなければ、このことは進まないということは冒頭にも申し上げております。その中でやはり教育委員会の考え方もお示しする必要がございます。そうした中で教育委員会事務局あるいは地域としてもまだこの協議は続けていこうということで、現在お話し合いをさせていただいておると、このように理解をしております。

議長（岸本義明君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） ともあれ、これから委員会が続き、その後委員会で合意ができれば協議会ということになるかと思うんですけれども、この委員会が協議会に移るまでに、本当の意味で市民の皆さん、保護者の皆さん、地区の皆さん、そういう方々が納得した状況になることを私自身も望んでおりますし、教育委員会のほうとしましても地域が喜んで受け入れていただける状況にしたいというのが当然だろうと思います。私もこれから委員会を傍聴させていただいて、いろんな意味で見守っていきたいと思いますので、どうか真摯な気持ちで市民の声を受けとめて、それが少しでも反映できるように取り組んでいただきたいと、そういうように思いますので、よろしくお願いします。

終わります。

議長（岸本義明君） 以上で、5番、飯田吉則議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時まで休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

大畑利明議員の一般質問を行います。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

大きく2点の御質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、幼児教育に対する市の責務について、お伺いしたいと思います。

いよいよ本年4月から子ども・子育て支援制度がスタートいたします。全ての子どもや子育て家庭を対象に、幼児教育や保育、あるいは地域での子育て支援をするとともに、そのサービスの質と量を拡充させることが目的でございます。

特に、幼児教育では、これまで宍粟市は満4歳と5歳を対象に幼稚園教育が行われてきましたけども、新制度では、満3歳以上の子どもが対象となっております。自治体にもその実施が義務づけをされたところでございます。

そこで、市長にお伺いをいたします。

現在、宍粟市の3歳児は何人いらっしゃいますでしょうか。そのうち、本年4月から幼稚園教育を受けることができる3歳児は何人でしょうか。

二つ目に、支援法は行政の責務を定めておりまして、7条2項におきましては、満3歳以上の子どもの幼稚園教育の実施を定めています。しかし、宍粟市の子ども・子育て支援事業計画では、幼稚園の3歳児教育は一部のみ実施となっております。12の幼稚園では実施しないということになっております。市長は支援法の目的や法律が定める市の責務について、どのように認識をされているのでしょうか。

次に、教育長にお伺いをいたします。

子ども・子育て支援事業計画の基本理念には、子どもの最善の利益が実現されるようにとうたっております。教育長は、子どもの最善の利益について、どのように認識をされているのでしょうか、お伺いをいたします。

また、法第19条1項1号の該当者、つまり満3歳以上の1号認定の子どもを指しておりますが、その子どもたちは幼稚園と認定こども園、両方において子育てを支

援するという制度でございますが、宍粟市は認定こども園のみに限定をいたしております。先ほどの議員の指摘にもありましたように、全ての中学校区で認定こども園を整備するには相当時間がかかります。その間、法律が定めます3歳児の幼稚園を希望する児童あるいは家庭に対してどのように支援を講じていこうと考えておられるのか、教えてください。

次に、企業誘致と立地の適正化について、お伺いをいたします。

産業の振興と雇用機会の拡大を目的に、昨年、産業立地促進条例が施行され、宍粟市も企業誘致の本格的な取り組みを進めるというふうになってございます。この企業立地の適正化について、私は市長にお伺いしたいというふうに思います。

本条例の対象の業種は、日本標準産業大分類のAからRまでが対象でございますが、全ての業種を受け入れるというような条例でございます。しかし、本当に商工業の振興を図るのであれば、あらゆる業種を対象にするのではなくて、地域の産業の活性化に繋がる、あるいは地域の資源を生かせる分野、例えば環境貢献型などを対象にした戦略的な企業誘致を目指すべきではないかというふうに考えます。本条例が定める対象業種の見直しを図る考えはありますか。

次に、産業立地の促進について、一方では、市民の暮らしの安全・安心、あるいは自然環境や景観を守る上でリスクを伴う事業であると思います。このため配慮すべき事項もたくさんあるのではないかというふうに考えます。企業誘致に関して市民の生活の安全・安心の確保や環境保全などについて、どのような対策が打たれているのか、お伺いをいたします。

次に、条例には企業誘致の対象区域が定められておりません。企業立地の適正化を担保するためには、どのような土地利用計画の方針が定められているのか、お伺いをいたします。

私は、立地企業と市民生活を守る土地利用の適正化、バランスなどを考えて、企業誘致の対象となる区域や場所を定めるべきというふうに考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

最後に、都市計画区域への企業立地の話も聞いておりますが、この区域への企業立地に当たっては、どのような方針で誘致を行っているのか、お伺いしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 大畑利明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

れております。土地利用の計画性をもって対応することの必要性は認識しておりますが、工業団地等の企業誘致占用の土地を持っておらない現在の宍粟市においては、例規上、対象区域を明記することは現在のところ困難であると、このように考えております。

次に、山崎の都市計画区域の企業誘致の方針であります。企業誘致を進めておる中で、進出意向を示される企業に対して、山崎インター近い立地等の条件を示された場合には都市計画区域内の工業地域、準工業地域を推奨し、用途地域による建物用途の制限を遵守した誘致を現在行っております。

昨年から地域にいろいろ説明する中で、区画整理区域等の見直しについても、いろいろ地域の理解を得て今年度法的な手続に入ろうとしております。この都市計画区域あるいは区画整理区域を含めて今後のまちづくりにとって非常に重要な地域であります。現在の区域設定が必ずしもいいものと、このようには思っておらないところであります。現在区域設定からかなりの時間を経過しておる中で、将来のまちづくりについても、一定の見直しは今後必要だろうと、このように思っております。現段階では先ほど申し上げたとおりであります。

その他については、教育長等から答弁をさせます。

以上であります。

議長（岸本義明君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 大畑議員の御質問にお答えいたします。

現時点での宍粟市の幼児数ということですが、現在、3歳の幼児の数は296人おります。4月から幼児教育を受ける3歳児はということですが、認定こども園で6名、それから波賀の幼稚園で7名、合計13名になっております。

それから、次の幼児教育についての御質問であります。学校教育法において幼稚園は義務教育と、その後の教育の基礎を培う場として、健やかな成長のための環境を与え、保育を行い、心身の発達を助長するということを目的としておりまして、同法26条では入園可能者は満3歳からの幼児とされております。その目的達成のために幼稚園指導要領に基づきまして、保育の提供とともに幼稚園設置基準に基づく人員配置や施設整備を行いまして、幼稚園を設置しているところであります。

当市におきましては、しそくこども指針で3歳からの全ての子どもに対する集団を通した幼児教育と、それからゼロ歳からの保育を必要とする子どもたちの乳幼児保育を一体的に行うことを目指しまして、その進め方として幼保一元化推進計画に基づく幼保一元化施設である認定こども園から行う方針を教育委員会でも確認して

いただいております、現在も保護者、地域の皆様の理解を得るべく推進をしようと努めているところであります。

それから、こども園を整備するまでの3歳児の支援についてであります、御案内のとおり、このたび平成27年から千種で認定こども園としまして、ちくさ杉の子こども園という名称が決まりましたが、開園することになりました。先ほども申し上げましたように、そのほか波賀中学校区、一宮南・北、また伊水・都多の地域でも保護者、また地域代表によりまして構成されております地域の委員会の皆様によりまして協議を進めていただいております。

市が目指す幼保一元化の推進につきましては、地域として実施の方向性を決定いただいた地域について、認定こども園が整備できるまで、相当期間がかかるということで、幼保一元化の施設を設置するまでの間、いわゆる3歳児教育の事業実施要項によりまして、幼稚園での3歳児教育を実施する方針を決定しまして、幼児教育を実施していきたいというふうに考えております。御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） それでは2回目に入らせていただきますが、まず、3歳児の人数、これは子ども・子育て支援事業計画では、平成27年度見込みとして307人という数字が挙がっておりましたから、ほぼ近い数字だろうというふうに思います。実際、3歳児の幼稚園教育は13人、それ以外に2号認定、保育所を利用されている方がございますが、私、正確な数字はわかりませんが、この施設で3歳児を受け入れていく施設給付、この率が65%ぐらいだと思います。4歳、5歳になりますと90%ぐらいに高まりますが、3歳児はこれだけにとどまっております。これは、やはりかたくなに幼保一元化を推進をされている、その間、3歳児の幼稚園が受けられない人たちが存在するということが問題なんですね。100人とは言いませんが、それに近い、あるいは半分くらいの方が今年度から受けられる教育権利が受けられないという現状がありますが、先ほど市長は等しく確保するということが法律で定められておるけども、3歳児教育は必要性ということを決めているというふうにおっしゃいましたが、これは必要性ではありません、義務づけられているわけですから、そこの認識を変えていただかないといけないと思いますが、いかがですか。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 今回定めておる支援事業計画、あるいは法的にもそうでありますが、基本的にはこれまで市が進めてきた幼保一元化の計画とも整合しながら、

この事業計画も定めておると、このように思うわけではありますが、法的に当然位置づけられた計画ではありますが、特にこの3歳児も含めてではありますが、市の責務というのは当然ではありますが、努力義務と、こういうふうに私自身も解しております。議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） そういう認識だったらちょっともう話にならない。やっぱりこの宍粟市も日本国憲法の適用を受けているまちだというふうに思います。それで、そもそもこの子ども・子育てのサービスの量や質が拡大される財源は、消費税のアップの財源を充当すると。その消費税財源の確保でもってこれをやろうということが決められましたですね。そして、宍粟市民も多くの消費税を払っております。ですから、等しく恩恵を受けなければいけないというふうに思うんですが、多くの3歳児の幼稚園教育を望む人たちがサービスを受けられないというのは、これは矛盾しているというふうに思います。

それと、もう一つは、幼児教育の無償化が始まります。これも消費税アップを受けてです。今回は10%が見送りになりましたから、段階的な無償化ということで、一部適用ですね。市民税非課税世帯の保護者負担が9,100円から3,000円に引き下げられる。6,100円の恩恵を受ける。この無償化、これが13名しか適用されないんですよ。こういう法律で決まっていることが、かたくなに幼保一元化、民営化をこだわるがゆえに、多くの人がこの権利を受けられないんですよ。教育長、日本国憲法には教育を受ける権利が保障されているでしょう。答えてください。

議長（岸本義明君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 私のほうも先ほど市長が申し上げましたように、法的には定めておりますが、努力義務であるというふうに理解しておりますので、そのように進めていけたらというふうに思っております。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 前回の飯田議員がなぜ3歳児の教育が波賀幼稚園で始まったのかということに対して、当時、教育長は幼保一元化の方針のもとで、早期に3歳児教育を行うべきであるとの会長名から文書をいただいたと。認定こども園に賛成するからやってくださいという同意をいただいたと。こんな密約ですよ、これ。こんな駆け引きをしないと、3歳児教育を受けられないというようなことは書いてませんよ、どこにも。やらなければいけないんですよ。努力義務であるという認識であったとしても、地元が要望している以外にこういう密約を交わさないといけない、いい変えれば、認定こども園を了解した、その地域だけ適用を受けさす。幼稚

園の無償化の適用も消費税アップの恩恵も、そういうとこしか受けさせないということをおっしゃっているんですよ。言葉では、幼保一元化計画に御理解いただきたいとおっしゃってるけど、それは全然違うじゃないですか。お願いしたいじゃないし、片一方で、教育を受ける権利をあなたたちは否定しているんですよ。言語道断ですよ、こんなこと。それをこんなことが通る根拠を教えてください、教育長。

議長（岸本義明君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 密約というふうな言葉が出ましたけども、私は地域の委員会から正式に文書をいただいておりますので決して密約ではないし、堂々とそれに基づいて推進していこうという方針を決めたところであります。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 言葉悪いかもわかりませんが、そこを拾わんとって下さいそのことを言っているんじゃないかって、そういう文書をとった地域からしか幼稚園教育を認めないということは間違っているんじゃないですかということ言っているんです。そんなことわざわざ文書で交わさなくても、市がやらないけませんし、教育委員会として3歳児教育をやらないといけないんですよ。こども指針にも書いている、教育基本法にも書いている、今度の法律にも書いている、なぜそれが努力義務なんですか。公的教育の責任者は教育長でしょう。なぜ放棄されるんですか。

議長（岸本義明君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 決して放棄しているわけではなく、先ほどからも申し上げておりますように、幼保一元化推進計画の中で何とか3歳児の教育を進めたいという、その整合性もありまして、こういう方針で今のところはいかせていただいているということで御理解いただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） ですから、幼保一元化計画は進められたらよろしいじゃないですか。それがうまくいってない間、私は3歳児の教育をほったらかしてはいけませんと。そのニーズに対して何らかの形でやっていかないとというふうに言っているんです。それをこういう文書をもったとこしかやらない、波賀しかやらないということはおかしいんじゃないですかと。そちら側が法をつかさどる人たちじゃないですか。それを言っているんです。ですから計画は進められたらよろしいけども、その間、3歳児を幼稚園で受けたいというニーズに対して確保するというのが子育て支援事業計画ですよ。そういう人たちをどこでサービスを提供するんかということを決めなければいけないんですよ。かたくなに幼保一元化計画に基づいて認

定こども園でないと3歳児教育は受けさせませんというふうなね、理解くださいって、理解できませんよ、こんなこと。そういうことをおっしゃっているんですよ。

だから、私はね、もうここで何ぼやりとりしたってね、やりますとはおっしゃらないと思います、この間から聞いておって。もうテレビ御覧の皆さんやこの音声のほうで聞いておられる市民の皆さんに判断していただくしかないとは思っていますよ。ですから、矛盾点をいろいろ言いたいんです。間違ったら指摘してください、そちらから。私は、先ほども言いましたように、その計画が実行されるまでの間、3歳児の幼稚園教育を受けたいというニーズに対して、市はそのニーズに応える施設給付を準備しなければならないというふうに定めているというふうに思いますが、いかがですか、お答えください。

議長（岸本義明君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 今、先ほどからおっしゃっておりますように、3歳児教育を市内の全公立幼稚園で行うことも利用者に対する手法であると思いますが、3歳児教育を幼稚園で行うということは、就学前の教育の根幹にかかわる制度の改正ということも言えますので、合議制の執行機関であります教育委員会が自ら行わなければならない事務と考えております。したがって、今後の協議も必要なので、この場で私が断言することはできませんので、御理解いただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） これは市長にも決断をしてもらわなければならないんです。波賀の幼稚園教育の3歳児は市長が最終的に決断されました。今回も同じです。いかがですか。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 繰り返しになりますが、波賀の場合は私は地域の皆さんが委員会を結成されて、なかなか議論されて、いろいろと紆余曲折される中で委員長として代表で意見がまとめられて、私なり教育委員会のほうに出てきたという、このように考えておりますので、そのことは尊重して、ああいう形でさせていただきました。

ただ、宍粟市としては、これまで国のこの法が出る以前からだんだん少子化が急激に進む中で、ましてや子どもが家に帰っても遊ぶ相手がおらない、また兄弟とししもなかなか人数が少なくなる中で、兄弟けんかをしてお互いが育ち、そういったことがない中で何とか集団化を図っていかうと、こういう一つの手段として、幼保一元化を図る中で、ゼロ歳から5歳まで一体的に保育・教育を提供する中で、保護

者や、あるいは子どもたちの学びを支援していこうと、こういうことが長年いろいろ議論なされました。

ただ、今回の法律の中でも、一定私は努力義務というのは努力をしていく必要があると、このように認識しておるわけでありますが、一挙にはなかなかならない。それは施設の面、それから教員の確保の面等々、それを今回この5年の計画の中も踏まえながら、私は徐々にそういったことの市民の皆さんのニーズに応じていく必要があるだろうと、このように考えておりました、そういう意味で努力義務と、このように思っております。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 同僚の議員が内閣府までちゃんと行って確認をしてきておりますから努力義務ではありません。はっきりしてください。

今、一つの例を挙げますと、4歳、5歳のお姉ちゃん、お兄ちゃんが行っている。3歳の子どもと一緒に幼稚園行きたいと。そういうニーズがあっても行けないんです。そういう声に応じていく努力はあるんじゃないですか。もうこれ以上言いません。

先般来から少子化の問題、人口減問題で、本当に若い人たちが子どもを産まないみたいなことでね、若い人たちの責任のような議論が展開されておりますけども、違いますよ。こういう子育て環境とかがしっかりしないから、若い人がほかのまちへ行ってしまうんだと僕は思いますし、ほかのまちからこの宍粟に来てくれないんだと思うんです。しっかりした子育て環境を整えることこそが、人口減対策、定住化の大きな柱になると私は思うんですね。ですから、いろいろ聞いています。宍粟の人たちでも隣の新宮に住んだほうがいい、いろんな面で。子育て環境もそうです。そういうことをもっともっと真剣に考えてもらわないと、いろんな事業を並べて定住化や人口減対策や言ってみてもだめですよ。こういうことをしっかりやってください。

時間がありませんので、次の問題に行かせていただきます。

産業立地の問題ですが、たくさん言いたいことはあるんですけども、是非条例は見直していただきたい。何でもかんでも受け入れるんじゃなくて、しっかりしたまちづくりに有利になるような企業の立地を進めてもらいたいと思いますが、私はこの中で、配慮すべき事項について非常に気になっております。

何でもいいということになりますと、私たちが望まない企業も来る可能性があるわけです。そういう意味では、環境の面でリスクを背負わなければならないという

ことになります。市長からはいろんな農振の整備計画等々の調整を行っている、そういう土地利用を持っているというお話がございましたが、私は都市計画でありますとか農振の整備計画、森林整備計画、防災計画、いろんなものが調整されなければいけないというふうに思います。

当局がつくっておられます企業立地促進法に基づく基本計画というのがあります。これはホームページに載っております。ここに配慮すべき事項というのがあるわけですが、工業用地等の確保については公共団体等の所有する土地については、平成22年度から、民間所有地については平成23年度から市内の工業用地適地について候補地調査を実施すると。適地選定、リスト化をして、各機関等を通じて情報提供するということが書いてございます。これがどの程度今進んでいるのか、お尋ねします。

議長（岸本義明君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 御指摘のとおり、この企業誘致の適地につきましては非常に遅れております。都市計画の関係、また支援の関係、条例はありますが、適地の整理については遅れております。現在、企業専門誘致員等を手配いたしまして、適地を求める段階でございます。現在5、6カ所については抽出をしておりますが、全体として工業用地団地とか適地とかというようなことについては非常に遅れている現状であります。その点については御指摘のとおりでございます。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 一番肝心なところですね、やっぱり企業誘致を進めるのであれば、市民の安全・安心をどう守っていくのかということは早急にやっぱり進めてもらいたいと思います。

企業にとってもどこでもいいと言われても、本当にそこで操業できるのか、安心してできるのかということは心配になると思いますから、市民の立場からも創業者の立場からもきちっとした調整が私は要するというふうに思います。是非その方向は早急にやっていただきたいというふうに思います。

それと、現在、都市計画区域内で企業立地の話が進められております。これも順序は全く逆転しておって、地元との調整が後回しになって、市が仲介をして企業誘致をするからということでの話がどんどん進められているように伺っておりますが、副市長、これ都市計画区域内で今そういう案件があることについて、御承知でしょうか。

議長（岸本義明君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） はい、承知をいたしております。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） そこで、都市計画区域内、先ほど市長答弁の中で、用途地域の中での準工業地域とか工業地域への誘導の話がございましたが、都市計画区域はそういうふうに市街化を図っていくところと、市街化を抑制する区域を含めて都市計画区域です。ですから、それ以外のところに企業が土地を求めた場合には、逆に市街化を抑制する措置を行わなければなりません。いわゆる保全の検討をしなければなりません。ここにも書いてあります。本計画で、市で農業振興地域の整備計画、森林整備計画などとの整合・調和を保持、このなどの中に都市計画の計画もあります。それから防災計画もあります。その他たくさんあると思います。そういうものの調和を十分図っていくと書いてあります。そして、森林王国との調和も書いてあります。宍粟市の森林を初めとする豊かな自然資源を守り、その自然の中で人々が楽しく触れ合い、心身ともに安らげる緑のふるさとづくりを目指していると。こういうところもしっかり調和と協調ができる企業立地を求めるといふふうに書いてありますが、果たして今、都市計画区域内で行われていることが、こういうことが十分整理をされた上で行われているのかどうか、お伺いをいたします。

議長（岸本義明君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 現在、事例でお話になっております区域につきましては都市計画区域でございます。それについては、先ほど来市長も申し上げましたように、いろんな法律の中で制限もされておりますし、適切な都市計画の実現を含めて誘致を行っておるところでございます。

ただ、1点、これは御説明でございますが、本用地につきましては、先ほど来申し上げました市が適地として抽出をしてあつせんしたものではございません。企業間の中で適地である、何とか立地ができないだろうかという中でのお話がございまして、若干の地域との説明不足と申しますが、そういうようなところもあつたのではないかと思います。流れとしては市がこの区域を工業団地等の適正区域として指定しておるわけではございません。そういった意味では、環境とか農業とか、いろんな防災関係も含めて、市がやっぱり中に入りまして地域の理解とか説明とか、行う必要があると思っております。適切な地域の発展のために努力をしたいと、このように思っております。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 是非そのようにしていただきたいわけですが、私が伺ってい

る限りでは、確かに企業誘致の適地としてあっせんされたものではないというふうに思いますが、紹介、そういうことをされていると思いますが、担当者は地元に対して、これは企業誘致なんだと、何とか協力をしてほしいというふうに、最初に企業誘致ありきで説明をされております。そのことと今副市長が言われたこととは矛盾するんじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

議長（岸本義明君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 少子高齢化の中で企業誘致、人口減少に対する活性化を求めると非常に重要であるというふうにまず思っております。その中には適地を定める方法もございます。それから、相手の希望によって、そういったあっせんをする方法もございます。大きく分ければ後者になるかと思っております。担当者はやっぱり企業が望まれていること、地域が理解をしていただいて、来てもらおうというもとで発言をした内容でございますので、そういったことも総合的に御理解をいただきたいと思っております。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） いや、私が言っているのは、先ほど副市長が今回の都市計画区域内の案件は、企業誘致の案件ではないというふうにおっしゃったので、担当者は企業誘致だというふうに言っているんで、その辺の矛盾についてお伺いしたわけです。

議長（岸本義明君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 先ほど申し上げました市が適切な用地として設置して誘致したものではないということは申し上げました。ただ、企業誘致と違いますということは申し上げておりません。市は、私が申しましたように企業誘致をしないと、この大きなところは持っております。場所がどこかということは別としまして、企業に来ていただきたいということには変わりはありません。そういった中で、適地がどうかということは、地域と十分相談している段階であるということでございます。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） ちょっと戻りますが、そしたら、あっせんをする、紹介をするに当たりまして、いろんなあらゆる計画との調和を行政は検討した上で、本当にそこがいいのかということを経元に求めなければいけないというふうに思いますが、都市計画の担当をなさっている部局は、事前にそういう相談があったでしょうか、お伺いいたします。

議長（岸本義明君） 前川建設部長。

建設部長（前川計雄君） 担当部としては事前の協議はありませんでした。そういう思いがあるということは後から聞いた話でございます。

以上です。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） そこが抜かっているなというふうに私も思いますが、しかし、同じこの中にいるわけですから、そういう状況が発生しているというのはわかるはずです。それを知られた段階で、なぜ都市計画部局としての見解を出されないのか。それについていかがですか。

議長（岸本義明君） 前川建設部長。

建設部長（前川計雄君） そういういろんな思いがあって、企業誘致ということを経済的には今の企業体が出されたということで、事前にそういう思いがあるということは先ほど言いましたように相談もなかったんで、協議もできなかったというのが事実でございます。

議長（岸本義明君） 最後にしてください。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 時間がありませんが、実際、企業誘致条例をつくって、それから、企業立地促進法に基づく基本計画までつくられておるわけです。これに基づいてしっかりやってください。それだけお願いしておきます。

議長（岸本義明君） よろしいですか。

福元市長。

市長（福元晶三君） それに基づいて進めていきたいと、このことが大事だと思っています。

議長（岸本義明君） 以上で、6番、大畑利明議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時38分休憩

午後 1時00分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

鈴木浩之議員の一般質問を行います。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。では、一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく2点について質問させていただきます。

まず、1点目、宍粟市と他自治体との連携についてです。

地方6団体を初め、自治体間の広域的な連携や研究の機会を活用することによって、政策研究、あと同時に、宍粟市のPRということに繋がるというふうに考えております。以下の3点について、参加状況を伺います。

環境自治体会議、日本酒条例サミット、住みたい田舎ランキング、この3点についての参加状況を伺います。

2点目、図書館の充実についてです。

宍粟市立図書館を初め旧町単位に図書館、移動図書館車などがありますが、その連携体制、利用時間、蔵書数など、今後の図書館充実の方針、この二つについて伺います。

議長（岸本義明君） 鈴木浩之議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 鈴木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

自治体間の広域的な連携やその研究を捉えてどんどん勉強したり、研究をせよとか、そのとおりであります。いろんな場や機会を捉えて研修・研究することも大事と、このように考えています。

そこで、具体的に三つの団体が参加状況はどうかと、こういうことであります。特に、環境自治体会議につきましては、その会議は参加をしておりません。現在、環境政策にかかわる政策研究等の手法の一つとして環境行政担当者会議でありますとか、家庭エコ診断協議会、あるいは再生可能エネルギー法の活用に関する意見交換会、それぞれの各種会議があるわけではありますが、そういったところで情報の収集、ネットワークづくりに努めておるところであります。そういう機会があれば、宍粟市の取り組み事例の紹介にもなるし、PRになると、このようには考えておるところであります。

2点目の日本酒条例サミットの参加、このことでありますが、主催は京都市で実行委員会が主催でそのサミットを開催されておりました、日本酒にまつわる条例が全国で初めて制定された京都市で昨年11月から開催をされておると、こういうことであります。全国から約50の蔵元が参加し開催されたと、このように聞いております。

このサミットへの宍粟市からの蔵元の参加はありませんでしたが、現在、播磨広域連携協議会の取り組みとして、播磨地区酒造組合と小売店組合が主催して播磨地区の蔵元が一堂に会する「播磨美酒・美食の宴」ということで、それが開催をされております。宍粟市からは二つの蔵元が毎回参加をされておりました。昨年秋にも私も参加をさせていただいて、観光大使とともにブースをお借りする中で、宍粟市のPRを行ったところでもあります。つい先日、その催しが姫路の商工会議所を中心にして開催されたところでもあります。そういったところに参加をしておると、こういうところでもあります。

3点目の住みたい田舎ランキング、これでありますが、田舎暮らしの本、2月号で発表なされましたが、住みたい田舎ランキングについてであります。これは交流推進機構の協力のもとで、その機構に加盟しておる自治体を主な対象としてそれぞれ実施されて調査をされて、あるいはアンケート等をとられてランキングがとられておると、こんな状況であります。

宍粟市は、調査時にはこの推進機構に加盟をしておらず、アンケートの対象とはなっておりませんでした。今後の定住促進のために、このような団体の活用やお話のありました他市町とのネットワークということも非常に重要であるという観点から、1月の中旬に加盟申請をさせていただいて、1月末に承認を受けたところでもあります。今後、これらを活用して宍粟市をPRしていきたいと、このように考えております。

図書館の関係については、教育長のほうから答弁をします。

議長（岸本義明君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 私のほうからは、図書館の充実についてということについて、お答えしたいと思います。

宍粟市の図書館というのが先にありまして、それ以外に図書室として一宮、波賀、千種とあります。平成22年度よりパソコンによる統一した図書検索システムを今のところ導入しております。これによりまして、いずれの図書館からでも相互の蔵書の検索や予約ができるようになりまして、メール便によって最寄りの図書館また図書室で相互の図書の貸し出しや返却ができるようになっております。

それから、蔵書数につきましては、平成25年度末であります。13万3,711冊を数えております。大体毎年5,000冊ずつほどの増加に努めているところであります。

また、移動図書館につきましては約1,500冊が搭載できまして、現在動いておりますのが山崎では蔦沢地区、それから一宮・波賀・千種にも定期的に巡回しており

まして、図書館から遠隔地の方々に多くの図書を利用していただくようにしております。また、要望に応じまして学校にも出向きまして、学校図書館司書や図書担当教員と連携しまして、子どもたちの読書活動の推進に努めているところであります。

現在、千種において新しい図書館を建設中ではありますが、新年度におきましては一部ふるさと納税を活用させていただきまして、蔵書数を増やしていくほか、さらに充実させたいということで、市立図書館の開館時間を30分繰り下げて9時半からとし、試行的ではありますが、週1回毎週金曜日に閉館時間を1時間延長して、6時30分まであけまして利用していただくという予定にしております。さらに、視覚障害のある方のために、デジター図書機器を導入する予定を立てております。このことにより一層図書館の充実を努めていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） では、再質問させていただきます。

まず、他自治体との連携ということで、環境自治体会議なんですけども、宍粟市は環境基本条例があって、平成22年には基本計画を策定して、世界に誇れる環境市ということを目指しているの、加盟しているだろうなということでちょっと伺ったんですけども、これ昨年の平成26年、2014年5月に北海道のニセコで環境会議、22回なんですけども、あったわけです。そこでは、53の自治体がこの会議に参加して、3日間で700名の環境にかかわる方々がニセコ町に集まって、ニセコ宣言みたいなことを発表しています。こういった場に出かけていくことは非常に有意義だというふうに思うんですけども、先ほど答弁の中にありましたけども、市長はこういった場での政策研究、あとPR、こういった機会をどのように捉えているか、もう一度お答えください。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） いろんな場に出て宍粟市の取り組みの事例とか、あるいはその他宍粟市の状況等を意見交換する、それは一定の宍粟市のPRに繋がると、このように捉えております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 今年はその環境自治体会議、これ加盟するのにどれくらいのハードルがあるか、僕はわからないんですけども、奈良県の生駒市で開催の予定だそうです。この奈良県の生駒市というのは、環境だけではなくて、安心・安全なまちということで、いろんなランキングで上位にきてます。全国でも17位、関西圏で

も3位というところに入ってますんで、ぜひこういうところに参加されて、この安心・安全なまちづくりについてもいろいろ首長同士で議論を交わして研究できるのではないかと思いますけども、今年の生駒で開催の会議なんですけども、これ加盟なり参加する予定はありますか。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 今、加盟はしておりませんので、その加盟の是非も含めて検討させていただきたいと、このように思います。したがって、そのことによって出席否かになるかと、このように思います。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 是非御検討いただきたいと思います。この53の自治体、見ましたけれども、やはり全国で環境施策が進んでいる自治体が顔をそろえています。そこで非常に有意義な議論がされていると思いますので、是非そういう場でその議論にかかわれるだけの研究、勉強をして出かけていくということは非常に政策研究という意味で重要だと思いますので、是非御検討ください。

では、2点目の日本酒条例サミット、これ昨年11月30日の神戸新聞で紹介されて、私も平成25年、約1年前に宍粟市でも日本酒に関する普及の促進条例というのを制定してたんで、参加しているだろうなというふうに思いながら記事を見たんですけども、県内からは姫路、西宮、明石、三木、篠山、加東、香美町とその7市町しか参加がありませんでした。これは成果はどうであれ、やっぱり日本酒のあれを進めているということで、非常に全国的にPRできるよい場だったと思うんですけども、これ情報がももともとなかったのか、何なのか、参加しなかった明確な理由みたいなものは何かあるのでしょうか、お願いします。

議長（岸本義明君） 西山産業部長。

産業部長（西山大作君） お答えいたします。先ほど市長のほうから答弁ありましたとおり、第1回目京都ということで、条例発祥の1番の市ということで開催をされて、実を言いますと、非常に申しわけないんですけど、情報が少し入手が遅かったのかなということの反省もしておりますし、そのことにつきまして今現在、宍粟市内の蔵元二つも庭田酒等々の取り組みで非常に努力をいただいておりますので、その蔵元さんとの情報がうまくかみ合っていなかったのかなというふうなことを反省しております。

以上です。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1 番（鈴木浩之君） これ観光とか産業に繋がっていくと思うんですけど、庭田神社を中心にこれ非常に確固たるというか、伝統的な物語がもう市内で展開できると思いますので、是非そういったところにも行っていただいて、ここの中でやっぱりどっかの市の首長さんがどういう経緯があるのかとかという、その市のPRという意味で講演に立ったりとかしてますんで、是非そういう場を利用、利用と言うとちょっと語弊がありますかね、活用していただきたいなというふうに思います。

住みたい田舎ランキング、これ宝島社というところが、これ毎年2月にやってて、今年2月号でこれ第3回目なんです。先ほど加盟してないからということで、一般財団法人のJ I何とかという、あるんですけども、そこ定住をしているところが中心にはやっているんですけども、前は編集部が抽出して選んでアンケートを送付しているらしいんですが、今回の2月号、第3回はそこを中心にいろんなところに情報というか、アンケートを送付しているはずなんです。これ宍粟市に届いていなかったというふうに考えていいんでしょうか。

議長（岸本義明君） 中岸まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（中岸芳和君） 失礼します。この宝島社からのアンケートでございますけども、直接会社のほうへ聞きましたところ、ジョインのほうの参加団体に対してのものであって、今回は宍粟市のほうへは届いておりませんでした。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） そのジョインでしたかね、それに加盟する加盟しないというのは別にどちらでもいいんですが、非常にこれ見ましたところ、アンケート項目もしっかりと紹介されているんです。それを見ましたところ、それに答えたところで宍粟市が申しわけないですけど、上位にランクインする可能性は低いなというふうに私見てます。

ただ、アンケート項目を見るだけでも非常に勉強になるんですね。どういう施策を打っていったら定住促進、移住ということを喚起できるかということが非常にデータとして詰まっているので、是非このあたり加盟も含めて協議いただきたいと思います。

これは、自治体にはUターン、都会というか、都心から田舎の山間部とかに移住する方に向けられている部分大きいんですけども、これ全国誌です。全国誌というか、全国の書店に並びます。僕自身は宍粟市出身の方々に今出られている方、Uターンの方にとってもこれ非常に有意義な情報で、宍粟市頑張ってるなというか、宍粟市こういうことを積極的にやっているんだなということで、Uターンの喚起にも

なると思うんですね。なので、是非前向きに検討してもらいたいと思います。

アンケートの中で移住者歓迎度という項目がありまして、その中に首長が定住促進を公約に掲げているかどうかというアンケート項目があるんですけども、今回アンケートが届いていないということなんで、どう答えるかどうかということにはなるんですけども、これもしアンケートが届いたとき、宍粟市としてここに丸がつけられる状況なのかどうか、これをまず伺います。

議長（岸本義明君） 中岸まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（中岸芳和君） 私どものほうにもここに手持ちで宝島社のものは持っております。その中に一番最初に先ほど御質問のあった移住歓迎度というところで、まず一番最初が首長が定住促進を公約にしている、そして、その他8項目どれかに丸ということになりますと、私のところにおきましては、2014年度に市町村外で相談会を開催したというところがまずは丸が入ると、そのように考えております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） アンケート、これは複数回答なんで、まず首長が定住促進を公約に掲げているかどうかというところに丸が入るかどうかを伺っているんです。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 当然のことでありまして、定住促進は私もその方向を向いております。それから、繰り返しになりますが、ここは1月中旬に、私もその本は見えておりますが、加盟してもう承認を受けて、今後そのことを利活用していきたいと、このように考えています。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 是非そういうことであれば、丸がつけられるということで、首長が定住促進、これ公約に掲げているというふうに断言されるのであれば、それでいいかと思えます。

これ別の視点から明治大学の小田切徳美さんという、これ山村とか農山村のことを非常に研究されている方で、消滅可能性自治体のレポートが出たときに、真っ先に反論された方です。この方が言ってるのは、まちが過疎とか人口減に向かうときには臨界点ということがあると。これは大きな自然災害、または政治的発言、これが引き金になってもうこの私たちは見捨てられたんだ、切り捨てられたんだということが住民に浸透すると、一気に過疎化が進むというのを言われています。その臨界点を迎える前までには、それでもやっぱり踏ん張って自分の地でしっかりと生活

をしていこうという意識が高いんですけども、それが臨界点に達したときに一気に進むというふうにおっしゃっています。

これこの前も偶然なんですけども、ほかの議員が人口減の年度のことを、人口がどれくらい減っていったかというところを質問の中に入れられましたけども、平成24年度でいくと377、これが大体アベレージですとってきてたと思うんですけども、平成25年から26年にかけて600人強が社会減も含めて人口減が進んでいるんです。これいわゆる臨界点に達してしまっているのではないかというふうに思います。これ自然災害、そのときにはありません。平成24年と25年の境目、非常に心苦しいんですけども、私たちの議会もそうですし、市長もかわった時点です。これ政治的発言、定住促進に関してとか、自分たちのまちをこうしていきたいというようなことをしっかりと住民の方にお示しできなかつたこと、これ非常に反省せざるを得ない状況かと思うんですけども、市長としてこれ平成24年から平成25年、この減りぐあい、これ臨界点に達しているというふうな認識で間違いないでしょうか。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 臨界点そのもののことについて、十分な理解をしておりますが、私は平成24年、そのとおりでありまして、それから平成25年の数値は十分理解しております。

したがって、今ある者、私たちも含めて、まさに踏ん張っていかないと、こう思っております。あらゆる施策を総動員して、さらにまた今度の策定の戦略の中でも十分そのことを踏まえながら描いていくことが宍粟市の発展に繋がっていくと、このように考えております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） これ先ほど臨界点に達するときの自然災害ということをおっしゃったんですけども、もうすぐ東日本の大震災から4年が経過しますんですけども、そのまちの中での人口の減り方を見ても、ここまで減っているところはなかなか見つけられないんです。東日本で大きな津波で壊滅的な被害を受けたところでも、ここまで減っているところはなかったということがありますので、ぜひそのあたり真摯に受けとめてやっていただければというふうに思います。

私たち議員はなんですけども、市長はじめ市役所職員、約700名ぐらいいらっしゃいますかね。法律改正であるとか、制度の変更、そういったことは基本的には執行部に集中して情報が流れるんですけども、その中でこういった自治体の連携という意味で、私たちもそういった執行部と政策議論したり、善政競争、よい政治です

ね、の競争をしていくという二元代表制の一翼という意味で、政務活動が認められたり、政務活動費もいただいています。それに該当するのが市長交際費という部分があるかと思うんですけども、その支出基準と使途が平成26年から公開されているんですけども、中身を見ると、こういった他自治体、全国的な会議であるとか連携、そういったところに支出がなかなか見られないんですけども、市長の考えとして市長交際費のあり方に関してはどのような見解でしょうか。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 市長交際費はそういう形でオープンにしておりますが、基本的には定められたことについて、その範囲の中で交際費を支出しておると、こういうことであります。したがって、いろんなところで研究会とか個人的に行く場合、あるいは公的に行く場合、それぞれきちっと整理して市長交際費を活用させていただく部分があると、このように思っています。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 市長交際費、いろいろ使い方はあると思いますし、私たちの政務活動とイコールな部分が非常に多いかと思うんですけども、ちょっとやっぱり支出項目を見ると、慶弔費とか市内の自治会の懇親会等の割合が大きいような気がします。これは私は不必要だというふうには思っていないんですけども、もうちょっとやっぱり全国的な会議であるとか研究会、そういったところにやはり幹部職員も含めてこの交際費等を使って研修に行くなり、出かける必要があるかと思うんですけども、今後、この使い方等に関しての市長の見解をもう一度伺います。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 交際費はあくまで交際費の目的の中でそれぞれ役割の中でこれを支出してあるわけではありますが、研修とかいうものについては旅費規程の中でうまく運用する中で的確に使用していきたいと、このように考えております。したがって、そのさび分けはきちっとしないかと、このように考えています。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） では、まずそのことについてはちょっと精査していただくなり、支出基準をオーバーした支出も見られますので、そのあたり是非チェックしてください。

これ自治体の連携という意味で質問するんですけど、これ前回の一般質問でちょっと時間切れになってしまった部分でもあるんですけども、関西広域連合、これも大きな意味で自治体の連携ということ。これ府県の連盟という意味合いが近いかと

思いますけれども、これ今話題にもなっている高浜原発、これが再稼働が恐らくされます。この事故があった場合、広域避難についてこの関西広域連合で協定があって、宍粟市を含めた西播磨4市2町で綾部市の9,300人の避難、これを受け入れるというふうになっているんですけども、その受け入れに対してやっぱりスクリーニングであるとか二次被曝の対策など課題が多いと思いますけども、この受け入れ体制、この連携の中でどのように整っているか、お聞かせください。

議長（岸本義明君） ちょっと外れてませんか。

1番（鈴木浩之君） 通告の範囲です。

議長（岸本義明君） 通告にありますか。

1番（鈴木浩之君） 自治体連携の話なので。

議長（岸本義明君） それと広域避難のあれとはどういうふうに。

1番（鈴木浩之君） 広域連合での協定ですので、自治体間の協約だと思えますけども、間違いですか。

議長（岸本義明君） 答えできますか。

福元市長。

市長（福元晶三君） 県の市長会あるいは西播磨の市・町長会を含めて、その情報も含めて十分承知しておりますが、具体的な詰めについては今後の課題もあるということで、今後そういったことについてもさらに詰めていかないと、このように思っています。

ただ、現段階じゃあどこでどういうふうにして、その今のおっしゃった人数、9,200人をどういうふうにするかということについては至ってないと、こういうことであります。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） これは高浜原発、地図で見てもらえばわかるんですけども、非常に近いです。これ風向き等によってはこちらの宍粟市にかかってくると思いますので、北部のほうで森林セラピーとか、そういった環境施策なり、そういった健康づくりというところに関していえば、分水嶺越えてこちらに来たものを水がなったり、避難の関係でいろいろ問題が生じると思いますので、是非そのあたりしっかりと計画して、他自治体と連携をとりながらやっていただければというふうに思います。

では、次の項目の図書館のことについていきたいと思えます。

環境自治体会議の今年度の生駒開催というのは、先ほど申し上げたんですけども、

それも実はいろんなランキングを公表している雑誌がありまして、そっちはこの東洋経済という雑誌なんです。これはちょっといいのか悪いのか別にして、住んで損するまち、得するまちと、こういう特集があつていろいろランキングなりデータを並べているんですけど、その中に行政サービスの比較という項目がありまして、その中に人口1人当たりの蔵書数というのが一つの指標として紹介されていました。宍粟市は先ほど御紹介あったとおり13万冊強、これ人口で割ると大体1人3.3冊ぐらいになるんですけども、これは全然低い数字じゃなくて、むしろ高いほうだと思うんです。ただ、図書館の開館時間であるとか、一度に何冊までどのくらいの期間借りられるか。あと、実際に貸し出しができる登録者数、あと貸し出しの実績、そういったところが、どれだけ本があるのかということだけでなく、どれだけ利用されるのか、利用できるのかという部分で、これ周辺市町や全国平均等と比較して何かお示しいただければと思います。細かな数字は必要ありませんので、傾向だけお答えください。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 具体的なことになりますので、私のほうでお答えをさせていただきます。

まず、近隣の比較ですが、先ほどもございましたように、蔵書数は13万3,711冊で、多いところで、これはなかなか比較対象にはなりません。姫路市では51万冊、赤穂市ですと18万冊、相生市で12万冊ですから、冊数についてはいろいろ評価は分かれるところはあるかと思いますが、一定の確保はできているのかなと。

それから、開館時間に関しましては、宍粟市には今のところですが、平成26年度までの運用ですが、10時から17時30分、近隣ですと、10時から18時、金曜日が10時から20時というような団体もございます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私、宍粟市でこの前やっと登録して本を借りようかなというふうに思ってたんですけども、借りたい本が見つからなかったということもありますし、やっぱり開館時間とかという、今度ちょっと延長されるかと思うんですけども、宍粟市からよそにとか、外に仕事に行かれていて、帰ってきてからということでは非常に使いづらい時間帯だと思います。聞くところによると、どっか沖繩とかだと思うんですけども、夜10時ぐらいまで金曜日は開館する、そういった週間を1カ月設けたりとか、そういうところで社会人の利用とか、そういう読書に親

しむ環境というのを整備する方向がありますので、是非そのあたりもちょっと見据えて開館時間とか、そういったところも検討いただければと思います。

図書館の数であるとか、蔵書数、あと貸出冊数とか利用者数、これの統計等、正の相関、これ高ければここが高いというのは統計的にちょっとなかなか見つけれなかったんです。なので、図書館の数が多かったり、蔵書数が多いことによってどういう住民にメリットがあるのかというのは、なかなか統計上は見られなかったんですが、特に児童生徒の学力という意味でも、正の相関を見れるところがなかなかなかったんで、何とも言えないんですけども、実際にはこれ図書館の利用であるとか、読書の推進というのはまちの重要な施策の中でうたっています。これ住民の生活の関係、図書館と読書の推進と、あと住民の生活の関係、どのようにお考えか、ちょっとざっくりでもいいので、お聞かせ願えればと思います。

議長（岸本義明君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） やはり読書というのは、小さいときから親しむことによって、いろいろな学習もできますし、学びが広がると思います。そういう意味におきましては、小中学校の蔵書を充実させるとともに、今年はふるさと納税等を活用させていただきまして、幼稚園、保育所の古い絵本が非常に傷んでいるということで、そういうところも充実させていきたいと思っております。

そういうことで、小さいときから図書になじむという習慣、読書活動推進計画も立てて、それにのっとり今後読書活動を進めていきたいと、このように思っております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 確かに先ほどちょっとそういった数と正の相関を示す統計が見つからないというふうに申し上げたんですけども、確かに子どものころに読み聞かせとか、そういったところの経験値が高いと、大きくなってインターネットとかテレビとかそういうメディアの利用時間が減るといふ統計はあるんです。その統計とまた連鎖して、そういう子たちはメディアとして読書なり活字ですね、新聞も含めてなんですけども、そちらに親しむ時間が長くなるという間接的な統計はありますんで、そういったところで是非ともそういうあたりも含めて図書館の充実であるとか、読書推進ということをも市民生活と直結する部分でどういう効果があるのか、しっかりと見た上で推進していただきたいとなというふうに思います。

これまた先ほどの正の相関の話なんですけども、これいろいろインターネットで調べたんですけども、なかなかその統計が見つからなかったんですけども、国立国

会図書館とかがいろんな全世界のそういった図書館のことと、そういった統計というものの調査をしてたりとか、そういう情報を集めているんですけども、オーストラリアの調査、これは野原小学校が今まで交流あったんで、非常に身近な部分なんですけども、オーストラリアの学校図書館の予算、これいわゆる公立図書館じゃなくて、学校の図書館です。の予算と職員のレベルと成績、あとリテラシーの関係を分析した結果、学校図書館の予算と3年、5年、7年、9年生、日本とちょっと違いますけども、小中学生を対象にした学力テストみたいなものがあるんですけども、その読むというところの成績には非常に強い相関があったと。つまり学校図書館が充実していることによって、学力の一部、読むというところ、読解力とかに関しては非常に優位な相関が見られるという研究データがありました。これは先ほど言ったとおり、公立の図書館じゃなくて、学校の図書館の話なんで、この学校の図書館のよさというのは、本の蔵書の関係と、あとは図書館の司書ですね、学校図書室の司書の配置ということもこれ有効だということを示唆しているんですけども、現在の図書館司書の方、資格を持った方の配置であるとか、学校とのかかわり、このあたりについてちょっと具体的に教えてください。

議長（岸本義明君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 先ほど言っていましたように、読書と学力の相関につきましては、学力テストの結果を見ましても、確かに読書をよくしている子の成績は高いという結果も出ておりまして、読書を大事にしていきたいということは思っております。

それから、図書館司書につきましては、教育委員会にも図書館司書の資格を持ったコーディネーターがおりまして、その人がそれぞれの学校に出て、図書室の充実ということを非常に努めておりまして、近年、それぞれの学校の図書室の充実というのはまた見ていただいたらいいなと思っておりますが、そういうこともしておりますし、先ほど答弁しましたように図書館の司書の方に学校に出向いていただいて、図書室のあり方や読み聞かせの指導等のあり方についても指導をいただいているところです。なお、読書ボランティアの方への研修会も同時に開催している状況です。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 時間内をお願いします。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 最後に、じゃあ自治体連携の話に戻るような感じになるんで

すけども、今度、連携中枢都市圏構想、この中で社会教育施設の相互利用という項目が挙げられています。姫路は蔵書124万冊、宍粟市の10倍ぐらいあります。是非これを利用できれば非常にメリットになると思いますけども、これ具体的にどういう感じで進んでいくのか、その計画なり方向性だけお示しいただければと思います。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私が図書館の所管をしておるわけですが、具体的な協議はまだ進んでおりません。今からそういう協議が始まるものと、このように理解をしております。

議長（岸本義明君） 以上で、1番、鈴木浩之議員の一般質問を終わります。

続いて、林 克治議員の一般質問を行います。

15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） 15番、林でございます。議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、ずっと辺地・過疎シリーズの続きなんですが、辺地・過疎地域の自治会についてということで、自治会が抱える諸問題について、質問なりまた提案、お願いをしたいと思います。

まず、これは千種地区のある自治会の現状なんですけども、世帯数が49戸、それで人口が120名、この数字は昨年10月の数字でございます。それで自治会のうちで、幼稚園までの幼児、これが1名、小学生が3名、中学生が3名、高校生がゼロ、消防団員が5名で平成27年度は3名になるとのことです。

それから、自治会内の世帯のうち1人世帯、これが14戸ございまして、全世帯数の29%、そのうち男性だけの世帯が7戸、女性が7戸ということで14戸ということです。

それと、居住者の不在戸数、これが5戸、これは高齢者の方がいろいろな施設に入られて、家はあるけども不在やという戸数です。

それと、空き家7戸、これは純然たる空き家ということで、近い将来、この近い将来は何年後かということとはわかりませんが、空き家となる可能性のある世帯が20戸あるという現状でございます。これは、旧千種町の自治会、全部ではありませんけども、同じような状況に今なりつつございます。

それで、この自治会の平成25年度の自治会の会計で自治会の収入は約78万円ございます。このうちには活動交付金16万8,000円は含んでおりません。それで、支出のほうですけれども、光熱水費が約42万円、78万円のうち42万円ほどは光熱水費と

ということで、この収入費にしましたら54%ということでございます。この光熱水費の内訳なんですけども、上下水道が約13.7万円、外灯の電気代約15万円、それと公民館の電気とかが13万3,000円ということでございます。それで、上下水道、これ公共施設公民館とか自治会が管理しておるものについては定額になっておると思うんです。それでこれは13.7万円はこのままずっと続くだろうと思いますし、この外灯電気代、この自治会では外灯と言うてますけども、市のほうで言ってます防犯灯の電気代のことなんです。これが約15万円、これも減ることはないだろうというふうなことです。

それで、近い将来の自治会費、自治会費を集めるんですけども、今現在49戸が20戸減るんで、29戸になるというたら、自治会費の収入が約45万円ぐらいしか集まらんということで、このうち今のままですと42万円光熱水費が要るんで、自治会費の中で賄えるんが光熱水費しかできんというようなことになるということでございます。

それで、外灯がある、明るく安全な自治会を目指しとんやけども、ここ数年で予算不足が生じて、まず1番に節約しようと思うんだったら電気代なんで、外灯を消さんとあかんと。それで外灯がともっとらん暗い自治会になるということなんです。

それで、自治会費が足らなんだら、自治会費を値上げしたらいいじゃないかということなんですけど、やっぱり高齢化が進んで高齢者が多くなりますので、高齢者から多額の自治会費を徴収することはできないということで、また国民年金だけの世帯だったらよう払わんぞというて、納めてくれない家も増えてくるだろうというふうなことです。

それで、平成22年度に自治会活動交付金が市内統一されました。それで、自治会の活動交付金が減ったんで、自治会の会計は非常に苦しくなると。伝統行事等の伝承も厳しくなるとる状態なんだということございました。

そこで、今回の質問をさせてもらうわけなんですけれども、住民の自発的自治組織である自治会、これは行政の補助的性質を持っておりまして、これが自治会活動の中で大きなウエートを占めておるというように感じております。そのような関係で、市から自治会に対して地域の連帯意識の高揚とか、福祉の向上、また市政の円滑な運営を図るために、活動交付金が交付されておると思います。しかし、辺地・過疎地域の自治会にとっては、この活動交付金が大きな財源となっておりまして、なくてはならないものになっております。近年、急激に少子高齢化が進みまして、人口減が進んでおります。また、それにあわせて世帯数の減少も進んでおり、今後

自治会費の収入の増は見込めないと、このような状態になっております。このままでは自治会の会計が破綻して自治会存続の危機さえ危ぶまれる自治会が出てきます。そこで、今現在、市内で統一されている交付金の算定方法をちょっと見直していただいて、辺地・過疎地域の特に財源の乏しい自治会については、交付金を一律でなしに、増額できるような検討をお願いしたいということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（岸本義明君） 林 克治議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 林議員の御質問にお答えをさせていただきたいと、このように思います。

ただいま詳しく現状を教えていただいたわけではありますが、非常に厳しい状況であることは十分認識しておりますが、そういった状況が市内であちこちに生まれておる状況も現実であります。

そういった中、各自治会においてはいろんな課題がたくさんそれぞれ地域によっても違うわけではありますが、あるところではありますが、自治会長さんを中心に地域住民の暮らしを支え、安心・安全、さらにまた将来に向けての地域づくりにいろいろ御尽力をいただいております。改めて敬意を表したいなど、このように思うところであります。

御質問の自治会の交付金の件ではありますが、本年度の行政懇談会において、ある地域からも同様の要望があったところであります。あちこちで先ほどの実例じゃないですが、いろんなところでそういう現実が起こっていると、こういうことであります。市としても、これまで防犯灯のLED化による電気代の軽減、さらにまた自治会公民館等の施設の上下水道料金の軽減、それから自治会集会施設等整備事業補助金での小規模自治会への配慮など、いろいろ取り組んできたところでありますが、現状としては先ほどおっしゃったとおりのところがあると、こういうことであります。

今後においては、足腰の強い自治会運営をしていただくための、いわゆる交付金以外の支援も検討していく必要があると、こう考えておりますが、交付金についても辺地・過疎地域に限らず、さまざまな課題を抱えていらっしゃる自治会もあるというふうに推察できますので、今日の少子高齢化がますます進展する状況の中で、いかにして地域で支え合うシステムを構築するかと、こういうことが非常に大事でありますし、そういうシステムを構築しなくてはならないと、こう考える視点で、

今後市としてどのような交付金の制度が最も望ましいのかを含めて十分これまでの検証をしながら検討を加えていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） 今、私が紹介しました自治会の例なんですけども、宍粟に156自治会があると思うんです。それで人口の多いところ、戸数の多いところ、また少ないところ、いろいろあるだろうし、また自治会の活動の中でもいろいろな文化財の保存とかに費用がかかったり、他の自治会ではない活動もされておるところもあったりして、一概にどうのこうのと言えんところがあると思うんです。それで、今紹介した自治会は千種の中でも中の下ぐらいの財政のところだと思うんです。千種の他の自治会ではもっと裕福な自治会もあります。

ですが、人口の推移をちょっと見たんですが、2年前に、過疎地域の人口のことについて質問しましてから、宍粟市全体もですが、かなり過疎地域とかの人口が減っております。宍粟市合併してから約10年たとうとしておるんですけども、旧千種町の場合、12月31日現在で人口20%合併前から見たら減っています。それで、次に一宮が16.9%、波賀が16%、山崎が6.3%、宍粟市全体では11%、1割減っておるような状況になっています。それで、近い将来空き家が増えて、戸数が減るという近い将来、10年ぐらいかなと思うんですが、10年間で約20%減っとなんで、10年から20年の間ぐらいには、今紹介したような自治会の現状になれへんかなと思っています。それで、ここ1年9カ月で千種の場合、3.5ポイント増えてます。そやさかいに、これがもっと加速するおそれもありますので、10年後ぐらいにはかなり厳しい自治会になるだろうと思うんです。それで、過疎地域いうたら人口が宍粟市の約15%強ぐらいで40%の面積を支えています。そやさかい、やっぱりそういう国土を過疎地域のほうで今はそれなりに維持管理とか、いろんなことで頑張ってますけども、これができんようになるだろうと思うんです。また、辺地も人口が5%強で30%の面積を抱えています。ですから、この辺地と過疎の自治会がもし活動ができんということになったら、市のほうとしても、行政上、大変行政がやりにくくなるというおそれもあるだろうと思うんです。もし、自治会がなくなって、市が直接こちらの管理とかをせんとあかんということになったら、大変な金額が要るだろうと思うんで、それに比べたら自治会を存続させていくほうが市にとっても人口も減らないし、財政的にもええだろうと思うんで、何とか今の自治会活動が維持できるように、人口が減らないように対策をお願いしたいなと思っています。

それで、ここ2、3年でちゃんとせえという話ではございません。10年ぐらいな先のことなんで、それまでにいろいろな方策を検討していただいて、何とか今の現在の自治会が存続できるような方策を検討してほしいということでございます。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） それこそ地域創生を含めた地方のこれからの戦略を描く中で、ただいまおっしゃったことについては当然その中に十分計画として入れるんで、一つずつ着実に実行していかななくてはならない、そのことが地域の生き残りに繋がってくると、このように思っています。

さらにまた、協働のまちづくりを進める上にあって、当然自治会はなくてはならないと、こういうことでありますが、その支援制度もいろいろあるわけですが、いかにしてやっぱりこれからの自治会活動を支援していくかということについては、これまでのことを十分検証しながら、交付金のありようも検討を加えていきたいと、このように考えております。

しかしながら、それぞれの地域も自主自立ということも非常に大事な部分がありますんで、そういったことも加味しながら、ありようを検討させていただきたいと、このように思います。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） この自治会では、防犯灯と言わんと、外灯と言うています。それで、その外にある灯ということです。何で外灯か言うたら、防犯灯という意味よりも道路を照明する、自治会内の人があちこち寄る、歩くんに危のうないように道路を照らしておるとい意味の外灯でございます。そういうことで、その外灯についてなんです、ここの自治会、私、数えてみましたら、39個外灯があるんですけども、中に県道が通っています。県道の道路照明の外灯が20基なんです。半数以上は県道の照明なんです。ですから、県道穴栗下徳久線、切窓を通過して八重谷通って南光町へ行く県道ありますけども、そこをちょっと見ましたら、ところどころに県道の道路照明がついておるんです。ですから、県道だったら、それなりに道路照明をつけてもろうたら、この外灯が要らんという話になるわけなんです。ですから、ほかに県道で道路照明があるんだったら、千種のほうのこの自治会が通っている県道にもつけていただければ、外灯代が今約15万円要っとんですけども、それが半分ほどで済むというようなこともございますので、そういうことも県に働きかけるなどして負担をしてもらおうとか、交付税なんで、今、地方交付税いうんが市のほうにも国から来てますけども、地方交付税は基礎自治体がある程度の行政を進めるため

に足りない分を補填してやるということで交付税来ておると思うんです。ですから、裕福な東京都のようなところには交付税おりてません。やっぱり財政的に弱いところにようけるような方式になっと思うんです。ですから、この自治会の活動の交付金についても、できれば地方交付税と同じような算定をもって交付していただければ、小さい財政の乏しいところもそれなりに活動ができ、維持できるようになるだろうと思うんで、そういうこともあわせて検討をしていただきたいと思います。

これは、ちょっと計算が難しいんで、そんなことはできんわという話になるだろうと思うんですけども、方法としてはそういうことも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 交付税の算定は基準とかがむしろ難しいんですが、それは別にしまして、交付金のありようについては、今後十分検討を加えていきたいと、このように思います。

なおまた、道路照明のことについては、今現状を十分把握しておりませんが、仮に県道のほうの部分で県が見てやろうということであれば、それにこしたことはないので、そういった動きも含めて今後努力をしていきたいと、このように思います。

ただ、これまでの特に道路照明を含めた、外灯も含めていろんな経過もありますので、一概にはそうはいかないと思いますが、何とかそういうようなことも可能な限り努めて努力をしていきたいと、このように思います。

議長（岸本義明君） 以上で、15番、林 克治議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 10 分まで休憩いたします。

午後 1 時 5 6 分休憩

午後 2 時 1 0 分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山下由美議員の一般質問を行います。

14番、山下由美議員。

1 4 番（山下由美君） 14番の山下です。一般質問を行います。

介護保険料の値上げ抑制を市長に伺います。

現在の介護保険料は、基準月額4,950円です。私は、12月議会においても、介護保険制度の問題点を指摘し、介護保険料を引き下げるべきだと強く求めてきました。ところが、今年4月から3年間の保険料はさらに950円も上がり、基準月額5,900円になる方向が示されています。市長は、多くの高齢者の生活実態を知っておられるのか。介護保険への一般会計からの繰り入れは可能であります。一般会計から繰り入れて、介護保険料の値上げを抑制するべきではないのか。12月議会での私の質問への回答では、国が示す公費による低所得者への負担軽減策により、保険料が軽減されるから新たな市独自の減免制度は考えていないということでありましたが、しかし、負担は増えております。市独自の保険料、利用料の減免制度を考えなければならぬのではないのか。

続いて、災害時要援護者対策の充実を質問いたします。

宍粟市地域防災計画に記載してあります災害時要援護者対策への備えに、市と福祉関係者との連携という項目があります。平常時から要援護者と接する社会福祉協議会や民生委員児童委員、ケアマネジャー、介護職員、障害者団体等の福祉関係者と健康福祉部担当課長、防災担当者が連携を深める、市はこれらの関係者が集まる連携会議を実施するものとあります。どのような状況であるのか。

災害時に要援護者へはどのように情報を伝えるのか。

避難訓練への要援護者の参加状況と参加者を増やすための取り組みは。

一時避難所における介助者やコミュニケーション支援者の配置予定や段差の解消・エレベーター・障害者用トイレ・障害者用洗面所・福祉避難室の整備状況はどうなっているのか。

福祉避難所についてですが、現在の指定箇所数と収容可能人数で足りるのか。要援護者への周知はどのようにされるのか。指導は誰が、誘導は誰が行うのか。運営責任者は誰になるのか。段差の解消・エレベーター・障害者用トイレ・障害者用洗面所・障害者用浴槽・ファクスなどの設置・水・食料・緊急用医薬品・車椅子・停電時電源の整備はどこまで進んでいるのか。

手話通訳者等のコミュニケーション支援者や移動トイレ等の介助者、医師・看護師・保健師等の専門職の配置予定はどうなっているのか。

福祉避難所運営マニュアル、災害時用要援護者防災マニュアルの作成が必要ではないのか。

また、わかりやすい災害時障害者サポートマニュアルの作成や障がいのある方が携帯し、サポートが受けられるサポート手帳などの作成も必要ではあると思うがど

うか。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 山下議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、多くの高齢者の生活実態をよく知っているのかと、この御質問であります。今回介護保険料の設定に当たり、所得段階別の被保険者数の状況等を把握する上で、それらを踏まえて検討を行ったところであります。

2点目の繰り入れの関係であります。12月議会でもお答えしたとおりでありまして、法定割合を超えた一般会計の繰り入れにつきましては考えておりません。

なお、今後の介護保険料の増額を少しでも抑制するためにも介護予防事業や新たな総合事業の取り組みなど、今まで以上に介護給付費の抑制対策を充実させていく必要があると、このように考えております。

また、国あるいは県に対しては持続可能な介護保険制度となるよう、国県の負担割合の拡充など、引き続き要望していきたいと、このように考えております。

次に、市独自の保険料、利用料減免制度を考えなければならないのではとの御質問であります。平成26年度の当初においては、消費増税10%を見込み、平成27年度から公費による低所得者の保険料軽減の方針が国から示されておりましたが、消費増税予定が平成29年度に延期されたことにより、公費による保険料軽減も時期を2段階に分け実施されることになっております。

いずれにしましても、先ほど申し上げましたとおり、国が示す制度により軽減を実施していきたいと考えております。

その他、たくさん御質問いただいておりますが、担当部長からお答えをさせていただきます。

議長（岸本義明君） 中岸まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（中岸芳和君） 私のほうからは、2点目の災害時の対策の充実について、7点言われたと思いますけども、その点について順次説明のほうをさせていただきます。

まず、最初の連携会議につきましてでございますけども、現在のところ、残念ながら実施していないのが現状でございます。ただ、現在はそれぞれの団体が作成しております台帳を統一すべく個々の団体と協議を図っておるような状況でございます。この台帳、また個別の方の支援プランができ上がり次第、連携概要を開催した

いと、そのように考えております。

続いて、要援護者への情報提供につきましては、しーたん放送などの手段に加えて、ファクス・メールなどの情報提供を図るほか、携帯電話を御利用の方については、防災メールの設定をしていただくよう周知のほうをしているような次第でございます。

続いて、避難訓練への参加状況、また、その参加者を増やす取り組みについてでございますけれども、参加状況につきましては、自主防災組織が実施される個々の訓練についての参加状況については、残念ながら市のほうとしては把握しておりません。ただ、市の実施します総合防災訓練につきましてはの参加はごく少数でございますけれども、参加されておるといことは把握しております。

また、参加者を増やす取り組みというものにつきましては、平成27年度に市の総合防災計画を実施する予定でございますけれども、この中で福祉避難所の開設訓練、また自主防災会のほうへもそれぞれの避難誘導訓練を地域で実施していただく、このように働きかけていきたいと、そのように思っております。

続いて、市が指定しております避難所、指定避難所でございますけれども、ここにつきましては、概ねスロープの設置であるとか、バリアフリー化はされております。ただ、障がいの方に配慮した多目的トレイ、また洗面所などにつきましては、設置している施設とそうでない施設、両方ございます。この指定避難所における福祉避難所につきましては、避難者の心身等の状況を避難所担当者がその状況を見ながら必要に応じて間仕切りを行う等、そのような措置を講じるように担当者に指示をしているような次第でございます。

また、介助者や支援者の配置につきましては、避難所担当者から本部のほうに連絡を受け、それに基づいて本部のほうで必要な措置を講じたいと、そのように考えております。

続いて、福祉避難所の箇所、収容人数につきましてはでございますけれども、災害の規模によってその必要数は異なってくると、そのように考えております。その中で、必要性の高い方から優先して不足する場合には民間の施設への協力も行っていきたいと、そういうように考えております。

この福祉避難所の周知につきましては、防災計画の周知にあわせて実施するとともに、そこへの誘導につきましては、自主防災組織の中で責任者を選任していただいておりますので、その方を主にまずは指定避難所等へ避難していただき、その中から必要に応じて市職員等によって福祉避難所へ誘導していきたいと、そのような

感じになります。なお、運営責任者につきましては、それぞれの施設の管理責任者がこれに当たる、そのようになっております。

また、それぞれの施設の整備につきましては、概ね御指摘されたものは整備されている、そのような施設を福祉避難所として指定しております。ここにおいての専門職の配置につきましては、その規模によって必要職種であるとか、人数とかも異なってきますので、ケースごとに体制を整備する、そのような必要があると考えております。

また、福祉避難所マニュアルの作成につきましては、地域防災計画の見直しと同時に検討を進めていきたいと、そのように考えております。

それから、最後に災害時の要援護者防災マニュアルの策定、また災害時のサポートに対してのサポートマニュアル、サポート手帳につきましては、それぞれ要援護者個々に身体の状態等が異なるため、それぞれの状況に応じた対応が必要であると考えております。これにつきましても、自主防災組織において要援護者も参加した防災訓練を実施していく中で、その支援体制を確立していくことが必要であると考えております。必要であれば、こういうマニュアルの作成についても検討を加えていきたいと、そのように考えております。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 介護保険料の値上げ抑制について、市長に対して再質問をさせていただきます。

私は、今回の介護保険料の今年4月からの1カ月950円もの値上げ案が出されてから、内容を説明したニュースをつくって配りながら、多くの市民に意見を聞いてまいりました。ほとんどの人が何でそんなに上がるんやと驚きの声を上げられました。これから大変になるのはわかるが、あまりも引き上げ過ぎなのではないかと疑問を持っている人、引き上げ後、命を落とす人も出てくるで、これからは家の中でじっとしておくしかないなと投げやりに言われ、うつむかれた人、保険料は上がってサービスが悪くなるなんてことは許されないと怒っている人、年金は下がるし、ほかの負担も上がるのに、どうしたらいいんやと先行きが不安で悩んでいる人、このような意見が多く、1カ月950円もの値上げは、まさに命と暮らしを脅かすものでありますが、市長は市民の声をどのようにして聞き、生活実態を把握し、何でそんなに上がるんやの声にどのような説明を行って、1カ月950円もの値上げをこの4月から実行しようとしておられるのか、お尋ねいたします。

議長（岸本義明君） 浅田健康福祉部長。

14番（山下由美君） 市長、市長が答えてください。さきの民生の委員会で部長のお話はもう十分聞いていますので、市長にお尋ねしております。お願いします。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） サービスのことと負担のことと相まって今回こういうふうになったわけではありますが、先ほど申し上げたとおり、やっぱり持続可能な介護保険制度としなくてはならない。そのためにはなお一層国や県のほうにも負担割合の拡充も含めて働きかけていきたいと、このように思っております。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 今年の4月からの全国の平均の介護保険料、恐らく市長も既に御存じであると思うんですけども、政府の資料よりますと、月額5,550円程度というふうに言われております。宍粟市は全国平均よりも高いです。この間、多くの自治体が少しでも介護保険料を引き下げようという努力をしてみいました。今回、月額950円も引き上げられますけれども、要介護3以上にならないと特別養護老人ホームの待機者にもなれないなど、サービスの内容は引き下げられます。また、利用料の引き上げや低所得の施設利用者の居住費、食費の補助の削減など、利用者負担も増えてまいります。今までよりたくさんお金を払って月額950円も払って、受けるサービスが減り、負担がふえる保険など、この介護保険以外にないのではありませんか。市長、どうですか。

議長（岸本義明君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 具体的な御質問でございますので、担当であります私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、介護保険給付費総額については、これまでの実績、それから今後の予測をもとに算出をいたしております。なお、今回、議員も御承知のように、介護報酬の改定がございまして減額改定がありました。その部分も見込んでの状況でございます。いわゆる全体的に申しますと、やはり当然介護給付費が抑えられれば、その分介護保険料が安くなるというのは、これはしごく当然の話でございます。ですから、今回、今期の第5期の計画期間の中におきましても、介護予防について十分力を入れてきたつもりでございます。また、今後、さらに第6期以降についても介護予防については十分力点を置く中で推進していかねばならないというふうに思っております。

ただ、いずれにしましても、総額が増えていくというのは、もうこれは高齢化の状況も踏まえて、これはもういたし方ない状況でございますので、その前回の部分

については委員会等でも御説明させていただきました基金の活用により、ある程度の介護保険料の引き下げが実施をできておりましたけれども、今回第6期の計画につきましては、活用する基金の額も少額でございますので、最大限の努力といたしますか、実績に基づいた推計をして総額の算出をいたしておりますので、極力抑えたという表現が適当かどうかはわかりませんが、十分極力精査をさせていただきました。

以上です。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 先ほどのような説明は民生の委員会でも十分に私は聞いております。その上で私は今回の質問は市長にお尋ねしたいんです。確かに現在の国の介護保険の財政的な枠組みでは、高齢者が負担できない高額な保険料を招いて限界がもう来ております。このように国の介護保険制度に問題があるのは明確なことです。しかしながら、それにより命と暮らしが脅かされるのは宍粟市民です。市長には、市民の命と暮らしを守るという責任があります。国が公費を増やさないとしたら、市が公費を投入するしかありません。だから私は市長に質問しているんです。

多くの自治体が公表をしているところは少ないですけども、一般会計からの繰り入れを行って、保険料の値上げの抑制を行っていると聞いております。せめて、全国平均並みに介護保険料の値上げ抑制を行わなければ宍粟市民に説明がつかないのではないですか。市長、お答えください。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほどからお答えをしておりますとおり、現段階では12月議会でお答えしたとおり、法定割合を超えた一般会計の繰り入れについては考えておりません。ただ、おっしゃる意味合いの中で、先ほど担当部長が申し上げたり、あるいは委員会でも御説明申し上げたとおり、第5期から第6期はこういう状況であります。したがって、今後私は国の示す制度を、これは一定それによらなあかんわけではありますが、そのための軽減も実施しておりますが、その制度も含めて今後あらゆる機会を通じて、このありようについてもいろんな形で議論を、私自身も国や県も含めていろんな形で要望もしていきたいなあと、このように考えております。

ただ、いろいろお聞きしますと、県内の状況でも先ほどおっしゃったとおり、繰り入れについて公表をなされてないところもありまして、十分な情報を持ち得ておりませんが、現状、私はそれぞれの地方自治の責任者でありますので、その中で介

護保険制度も当然責任持って運営するわけではありますが、現段階では最大限いろいろ精査して今回のようになったと、このように理解をしていただきたいと、このように思います。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） ここに県に問い合わせさせていただいたデータがあります。これはこの4月からの第6期の保険料基準月額について、データとしては昨年12月末時点でのデータでありますけれども、41市町村の今年4月からの介護保険料が幾らになるかの案が書いてあります。これを見ても、41市町中、宍粟市は5番目に高いということになっております。また、ちなみに4,000円台の市町も5市町あります。これから見ましても、宍粟市の4月からの介護保険料、基準月額5,900円はかなり高いと考えられます。恐らく3月議会が終わったら新聞報道もされるでしょう。高齢者やその家族は暮らしにくいまちとして知られることになります。市長、どうですか、恥ずかしいというふうに思われませんか。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 繰り返しになりますが、サービスとそれから負担、それに基づいて今回こういう形になっておりますが、今後も国のほうに対しましてもこの制度も含めて私はいろんな形で意見も申し上げていきたい、このように考えておりますが、現段階ではいろいろ精査して第6期については、そういう形で進めさせていただきたいと、このように思っております。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 41市町中、5番目に高い介護保険料でありますけれども、取り立てて特徴のあります介護施策を打ち出しているというふうにはとても考えられず、また、ほかの市町においても高齢化が進んでいるということは同じであると思います。それはやはり市や町の首長がどのように考えるかということによって、この介護保険料が決まってくると思います。それでも、どうしても福元市長はこの介護保険料をもう少し抑制するため、再度考えるというふうには言われませんか。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほどの資料で12月末で5番目というのは私も十分承知しておりますが、いよいよ各市町がこの3月議会も含めてそれぞれ方向性を出されて議会とも議論をなされるわけでありまして、その段階で確固たるものが出てくると、こう思っておりますが、現段階では先ほど来何回も申し上げておりますとお

り、いろいろ精査し苦慮する中で今回の提案をさせていただいておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 介護保険料の抑制はどうしても考えられないということで、次の質問の市独自の新たな保険料、利用料の減免制度を考えるべきという質問の再質問をさせていただきます。

現在の保険料でも保険料を払えずに、サービスを使えない方が本当にたくさんいらっしゃいます。当局からいただいた資料によりますと、保険料の滞納額は平成26年12月末で約2,570万円、払えない方は283人です。介護保険料は年金が月額1万5,000円以上ある人は年金から天引きされます。それ以外の方は納付通知書により払わなければならない。無年金で無収入でも払わなければならない非情な介護保険制度です。

新たな減免制度を考えず、保険料が上がれば滞納額はますます増えて介護保険料を滞納されている人でサービスを使っている人はないというふうに担当部から聞いておりますので、サービスを利用できない人が増えてしまいます。保険料を払っていないから使うことを遠慮されているんです。このままこの状態で月額950円も保険料が上がったら、本当にサービスを受けられない人が増えます。高齢者の人権を守れない状態が進行していきます。私はこのこと自体でも物すごく大変なことだと思っております。この方たちも恐らくサービスを使うことが本当にいよいよ体の状態が悪くなられて、本当に悲しい話なんですけども、いよいよ辛抱ができなくなってしまって、重度化してからサービスを使われることになるというふうに私は考えます。しかし、重度化するほど給付費用が高くなります。このような観点からも保険料の新たな減免制度を考えなければならないと私は考えているのですが、市長のお考えをお尋ねいたします。

議長（岸本義明君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 具体的なところでございます。私のほうからもお答えをさせていただきます。

いわゆる介護保険制度の国等の制度に定めておる以外の減免制度について一律的に行うことというのは、いわゆる国においても不公平性の観点から適当でないという状況がございます。ですから、その部分を市、いわゆる保険者独自で一律的に減免するというのは、現在適当ではないというふうに私どもも考えております。

ただ、いわゆる介護保険の保険料の段階でございます。宍粟市は第5期につきま

しても標準段階を採用しておりました。今回第6期についても標準段階の9段階を設定をすることで提案をさせていただいております。ただ、第7期以降について、この保険料の段階をどうするか、この部分についてはやはりそれぞれ保険者でいろいろと方策を考える必要もあるだろうというふうに思っておりますので、保険料の段階制度等については、今後検討はしていきたいと思っております。ただし、第6期についてはこの標準の9段階で実施をしたいというふうに考えております。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） すみません。先ほどの質問ですけれども、公費投入にかかわる根本的なことにかかわることですので、市長のお考えをお尋ねしております。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 繰り返して大変申しわけないんですが、公費投入については先ほど申し上げたとおりでありますし、軽減についても今担当部長も申し上げました、また私も答弁させていただいたとおりであります。現在、国が示す制度、それによって軽減を実施していきたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 市長、実際に公費を投入して保険料の減免制度を考えているというようなところもあるので、本当に考えてもらいたいと思います。

また、今度利用料の減免制度、こちら市長のほうにお尋ねしたいと思うんですけれども、この利用料の減免制度を考えるとということも給付費用の抑制に私は繋がっていくと思うんです。介護保険料を何とか払っても、サービスを利用するには1割の利用料がかかります。これからは一部の人たちは2割の利用料がかかる人たちも出てくるんですけれども、だから実際にサービスを控えている方、たくさんおられるんです。市長、御存じですか。お尋ねします。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 現実的にどういう方がサービスを控えられているのか、十分全部までは掌握しておりません。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） それでは、是非現場の方とか、あと御利用されている方とかにお尋ねになられたらいいと思うんですけれども、実際にサービスを控えている方がたくさんいらっしゃいます。

そこで、訪問介護とか通所介護の利用料を無料にするとか、またあるいは0.5割

にする、そのようにしたらサービスが利用しやすくなって、重度化する人を減らすことができ、結果的に給付費を減らすことができるのではないかなと、私はこの利用料の減免制度による効果、これは大きいと思いますし、これも実際に行って効果を上げている自治体があります。再度このことについても、市長のお考えを伺います。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） おっしゃるように重度化をすることを減らす、あるいはそれを抑制するということは非常に大事なことだと思います。そのために利用料の減免だったり、利用料云々を考えることがどのように関連するのか、少し私自身も勉強させていただきたいと、果たしてそうなるのかどうかということについても含めて勉強させていただきたいと思います。

ただ、今おっしゃったように、市民の皆さんがある意味そういった場合になったときに、いかにサービスを受けられて、うまくできるかということについては、これは当然検討しなくてはならないので、そういったことも含めて今後検討を加えていきたいと、このように思います。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 十分サービスを利用されている方とか、サービスを提供してくださっている専門家の方、あるいは施設等の意見を聞いてしっかり考えていてもらいたいと思います。

今年4月からの介護保険料が兵庫県下で5番目に高いまちでありますので、せめて市独自の新たな保険料・利用料の減免制度を考えてもらいたいと思います。もちろん介護保険料の抑制も考えてもらいたいですが、絶対に一般会計の繰り入れをして引き下げられないと言われるのなら、市独自の新たな保険料、利用料の減免制度を考えていただきたいと思います。介護給付を抑えるという観点からも非常に効果的でありますので、それは考えてもらいたいと思います。いかがですか。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほどもお答えしたとおりであります。基本的に介護給付がどんどん減って行って、介護保険会計がうまくいけば一番いいわけであります。そのための要望もどんどんやらないかと、こういうことではありますが、繰り返しになります、そういったことも含めて検討を加えていきたいと。

ただ、それがそういった因果関係があるのか、どういうことがあるのかも含めて十分勉強していきたいと、このように思います。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 私は今回の介護保険料のこの引き上げは、大変問題やなと思うんです。というのは、対象となる65歳以上の人たちや、その家族の人たちの何でそないに上がるんやという、この疑問にやはり応えようがないのではないかと思うんです。その辺もよく考えてもらいたいと、市長に思います。

続いて質問なんですけれども、もうあまり時間がないんですけれども、災害時要援護者対策の充実をということで、再質問をさせていただきたいと思います。

私はこれは災害時要援護者といいますけれども、例えば今御高齢でお体のほうがだんだん不自由になっている方とか、既に障がいを持っておられて、生きづらさを感じておられる人だけに当てはまるものではないというふうに思うんです。といいますのが、山崎断層を近くに抱えておるこの宍粟市であります。一時そういった災害が起こったら、瞬時にして障がいを持たれる方が出てくるといことなんです。ですから、全ての人にかかわってくることでありますから、本当に力を入れてもらいたいというふうに思っております。

しかしながら、災害救助法とか災害対策基本法に高齢者や障害者等に対する福祉サービスの提供や具体的な対応指針が明確に示されていないので、私も調べましたところ、自治体によりましてその取り組みに大きな差が出てきております。やはり先ほども回答ありました中で、私は思ったんですけれども、やはり宍粟市の取り組みはこれからじゃないかというふうに思われるのですけれども、いかがですか。

議長（岸本義明君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 高齢者の方、あるいはまた障害者の方、いわゆる災害弱者の方に対する対応という御質問としますので、私のほうからその点についてお答えをさせていただきたいと思います。

いわゆる議員も御承知のように、災害時の要援護者の台帳整備につきましては、今、防災計画で定めております対象者の方々について、職員が中心でそれぞれ今、当たっております。その中で自主防災組織等々、関係機関への情報提供に同意された方の分についてはもう既に自主防災組織等に情報の提供を行っております。

ただ、やはり中にはその情報提供について、こらえてくれという方もございますので、今後引き続きいざというときの対応でございますので、引き続き取り組みを進めていきたいなというふうに思っています。

さらに、防災計画で定めていない該当者の方、たくさんありますので、そういうの方々につきましてもいわゆる自主防災組織のほうに連絡をさせていただいて、自主

防災組織のほうで情報収集と、どういう方がその地域の中におられるのかということも含めて、今それぞれ順次取り組みを進めていただくようお願いをしておるところでございます。

いずれにしましても、いろんな福祉避難所につきましては、各市内計4カ所ということでございます。その災害の規模、程度にもよります。あるいは特養等のいわゆる法人等にもいろいろと協力をお願いしていくことも必要になってこようかと思っておりますので、そういう観点も含めて今後いろいろとさらに充実に努めていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 本当に自治体によってその取り組みに大きな差が出てきております。そこで、やはりちょっと気になったのが、情報伝達体制の整備のための連携会議、これがまだ行われていないということは私は気になります。むしろ社会福祉協議会のほうでは、要援護者のための既実践とか行われているようですので、本当に早急にこの連携会議を行って、福祉避難所運営マニュアルとか、災害時要援護者防災マニュアルとかを策定を急いでもらいたい、そのように思いますが、いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 当然市民の生命・身体等を守るための大きな対応でございますので、議員御指摘のように遅れておることも多々ございます。それぞれ関係部局あるいは関係団体等とも連携しながら、できることを順次進めていきたいなというふうには思っておりますので、また御支援のほどよろしく申し上げます。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 災害時障害者サポートマニュアルとかもやはり自治体によっては既に策定、こんなふうにしてあるところもあるんですね。さまざまな障がいの方がどういったところで生きづらいかを、視覚障がいがある方とか、肢体障がいのある方とか、内部障がいがある方とか、知的障がいのある方、また自閉症の方、発達障がいのある方、精神障がいのある方、難病のある方というふうに障がいのある方をサポートするときの、このような特性がある障がいだから、こんなふうをサポートをすると、本当に助かるというようなことも既にすごく書いてあるものとか、それとかあるいはサポート手帳とかもあるんですね。それはほとんどのところが地域自立支援協議会等で一緒になって考えておられるので、是非これも進めてもらい

たいと思います。ちょっと時間過ぎて済みません。

以上です。

議長（岸本義明君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 障がい等をお持ちの方々のいわゆるサポート手帳についての御質問でございます。これにつきましては、実施するのがいいのか悪いのかということは、やはり関係者も含めて議論が必要だと思えます。冒頭言いましたように、要援護者の避難行動の計画についても公表はこらえてほしいという方もございますので、まさしくこのサポート手帳につきましてはそれぞれの個人情報そのものでございますので、その作成あるいは公表等々、それについては当事者、あるいは保護者、関係団体とも十分協議をする中でどういう方向がいいのかも含めて協議を進めさせていただきたいなというふうに思います。

議長（岸本義明君） これで、14番、山下由美議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は終わりました。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月11日、午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時51分 散会）